

A651  
109



0057522-000

A651-109

帝国及列国の陸軍

陸軍省

昭和12年版

1937

AJF

シシE61

A651

109

昭和十二年版

帝國及列國の陸軍

陸  
軍  
省

A651  
109

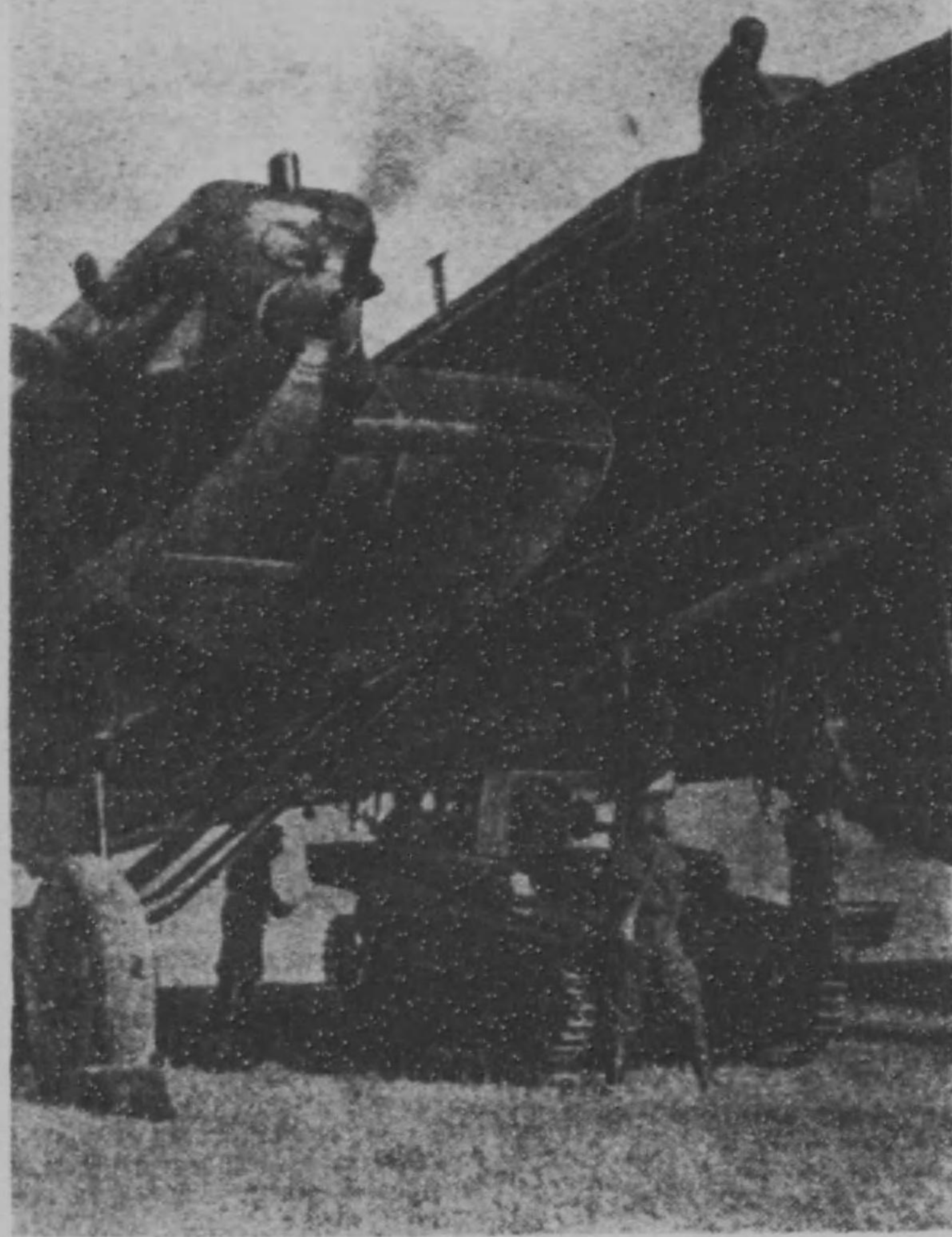


本書は帝國及列國の陸軍軍備の現状を簡述し、其趨勢を紹介せんとするものである。本書が幸に國防に對する關心と理解とに寄與し、相諒り相携へて其完璧を期するの一助ともならば幸甚である。

1028441



蘇軍戦車隊の集合



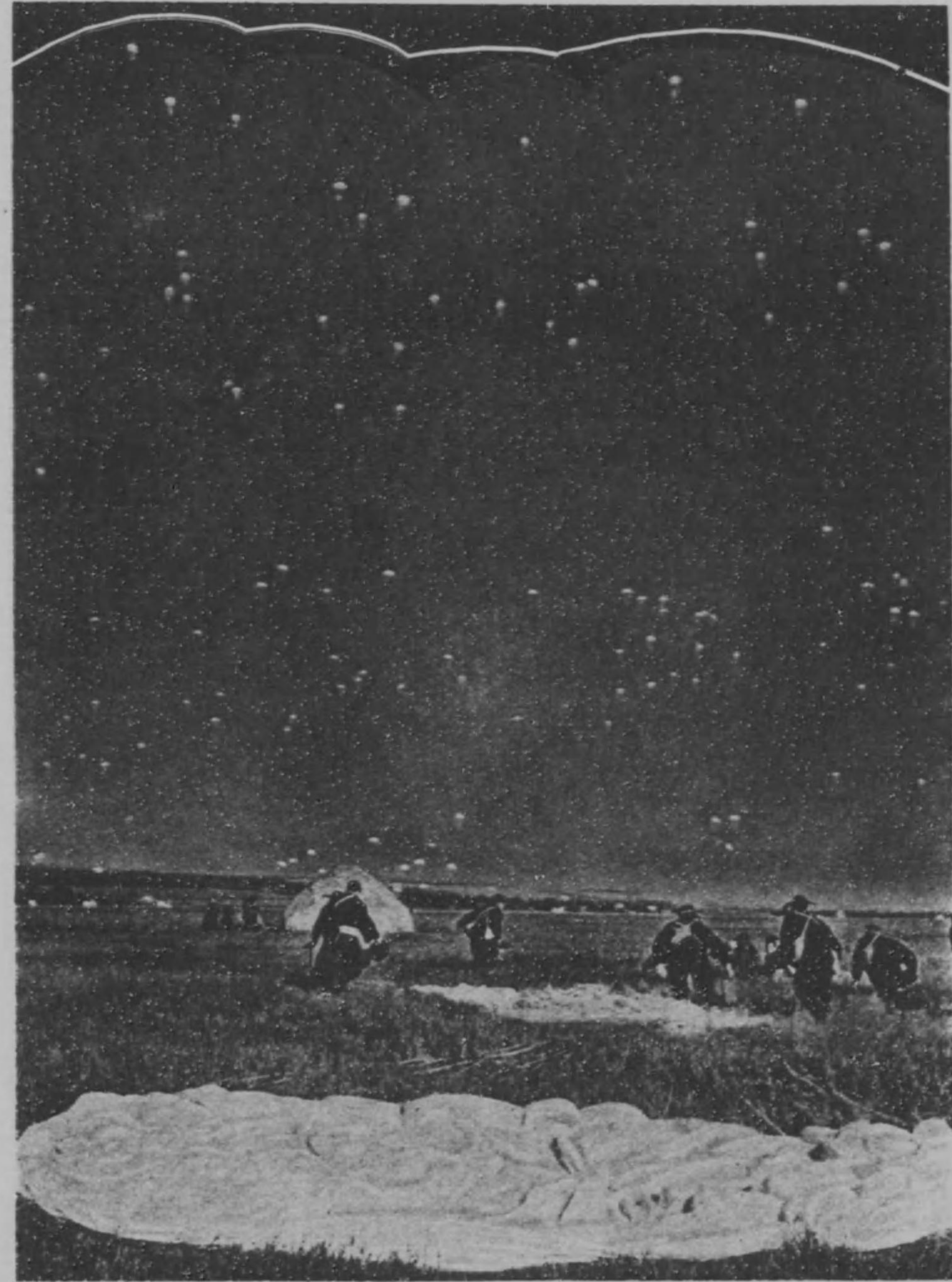
蘇軍 T.B.3 型重爆撃機による水陸兩用戦車の空輸



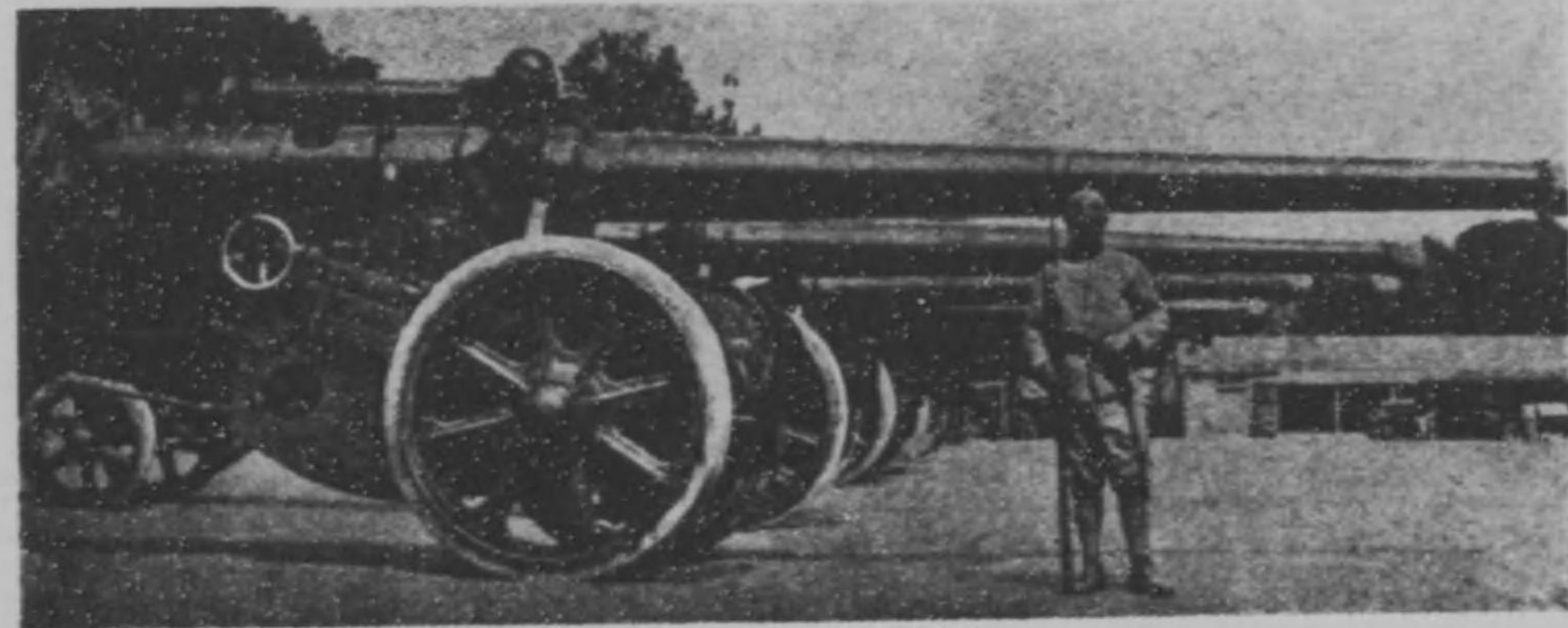
上圖 米軍機械化對空部隊の集合



下圖 米軍ボーリングP26戦闘機の編隊



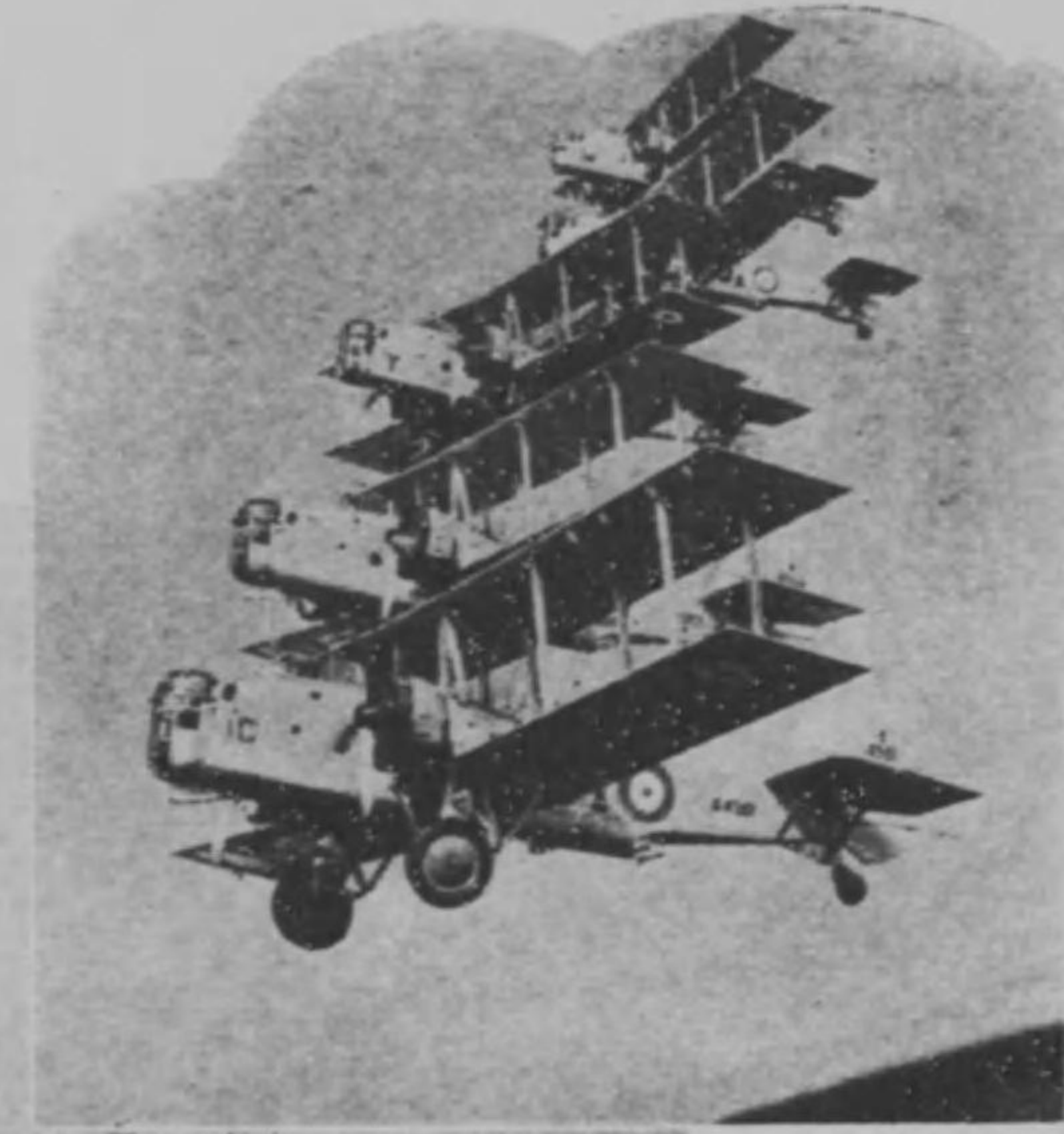
赤軍空中降下部隊(一九三六年度大演習時敵軍背後に降下しある光景)



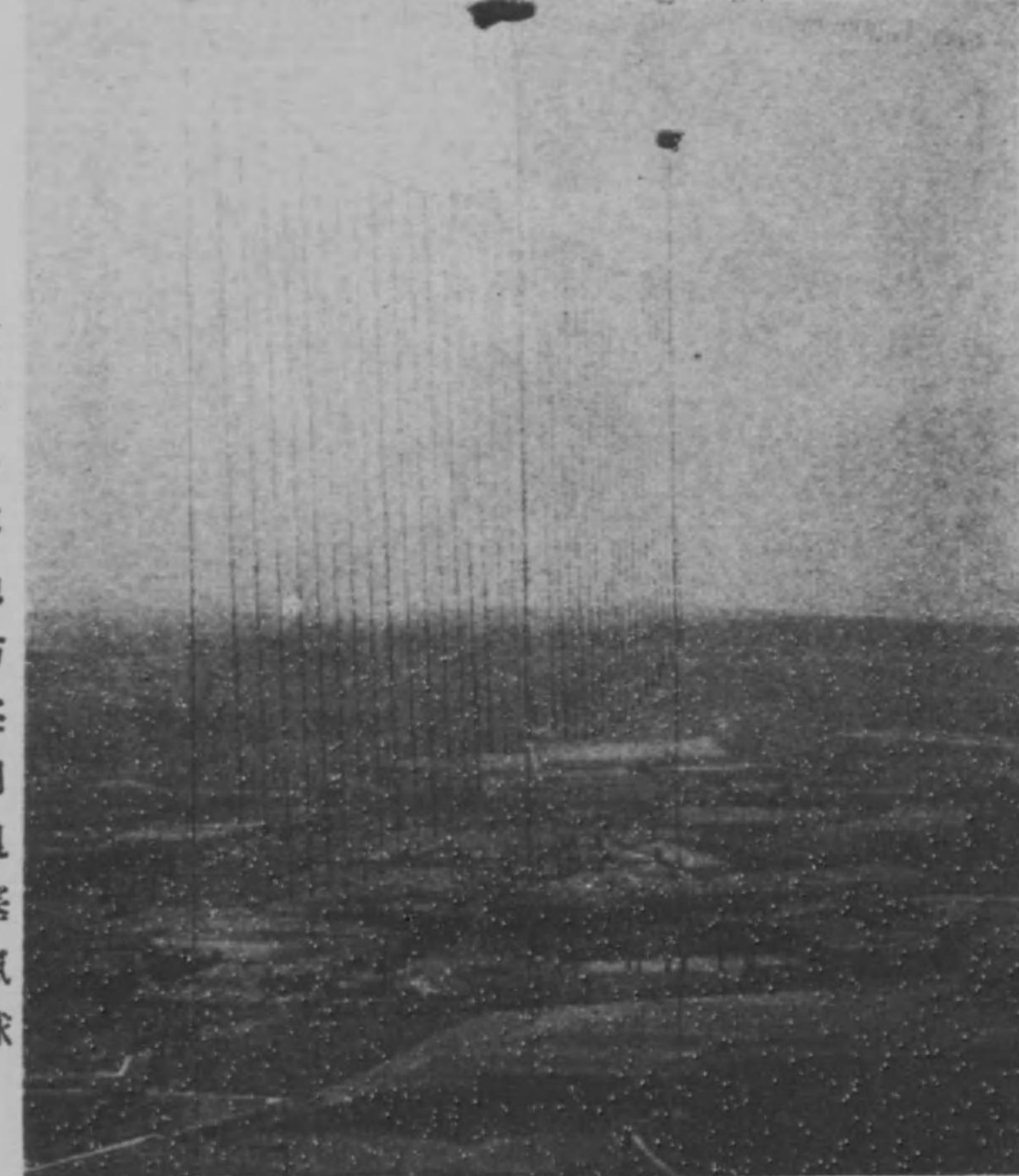
佛軍軍(軍團)配屬重砲兵



佛軍輕戰車のシャンゼリゼ街行進



英軍遠距離用中型爆撃機



英軍の要地防空用阻塞氣球

獨軍機械化砲兵



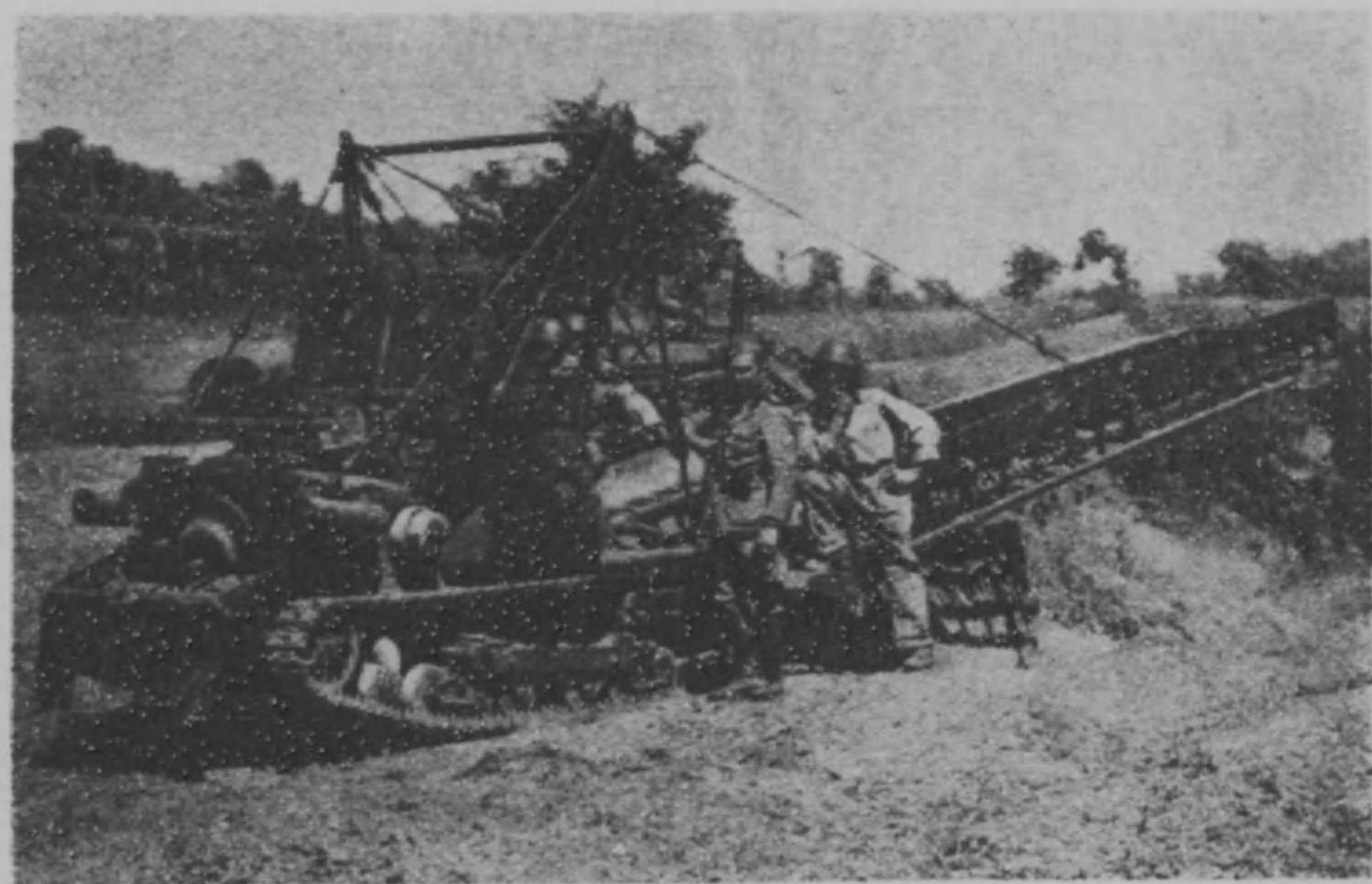
總統に對する獨軍戰車隊の分列



急流を渉る獨軍水陸兩用戰車



エチオピア出征中の  
伊軍爆撃飛行隊



輕金屬製障碍物通過用橋梁を携行する伊軍戰車

昭和十二年版 帝國及列國の陸軍

目次

緒言.....一頁

第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観.....一頁

第一章 概要.....一頁

第一節 國家の立場と陸軍軍備との關係.....一頁

第二節 帝國國防上の立場と環境.....三頁

第二章 建軍の様式、兵役制度.....九頁

第一節 各國陸軍軍制の大觀.....九頁

第二節 帝國陸軍軍制の大要.....三三頁

第三章 平時兵力量.....一九頁

第一節 平時兵力の檢討.....一九頁

第二節 帝國陸軍の平時兵力.....二四頁

第四章 軍の裝備.....三〇頁

目次

第一節	近代陸軍裝備の趨勢	三
第二節	帝國陸軍の裝備	三八
<b>第五章</b>	<b>航空及防空</b>	三九
第一節	將來戰に於ける航空兵力の重要性	四〇
第二節	防空の重要性と其施設	四三
第三節	民用航空の世界的趨勢	四四
第四節	帝國の航空、防空及民用航空	四九
<b>第六章</b>	<b>國家總動員施設</b>	五三
第一節	國家總動員の概念	五三
第二節	帝國の總動員準備施設	五九
<b>第七章</b>	<b>陸軍豫算</b>	六九
<b>第二篇</b>	<b>列國陸軍概觀</b>	七七
<b>第一章</b>	<b>滿洲國</b>	七七
<b>第二章</b>	<b>中華民國</b>	七九
第一節	兵力(航空を除く)	七九
第二節	航空	八四

<b>第三章</b>	<b>蘇聯邦</b>	八九
第一節	概説	八九
第二節	建軍要領	九〇
第三節	兵力、編制及裝備	九三
第四節	航空	九七
第五節	化學戰準備施設	九八
第六節	國家總動員施設	一〇二
第七節	國防飛行化學協會	一〇三
第八節	軍事豫算	一〇八
<b>第四章</b>	<b>米國</b>	一〇
第一節	概説	一一三
第二節	建軍要領	一二三
第三節	兵力及編制	一四
第四節	航空	二七
第五節	化學戰準備施設	二九
第六節	國家總動員施設	二六
第六節	國家總動員施設	二八



第七節 陸軍豫算……………二九

**第五章 英國**……………一三一

第一節 概 說……………一三一

第二節 建軍要領……………一三三

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一三八

第四節 航 空……………一四一

第五節 化學戰準備施設……………一四二

第六節 國家總動員施設……………一四三

第七節 陸軍及空軍豫算……………一四五

**第六章 佛 國**……………一四五

第一節 概 說……………一四五

第二節 建軍要領……………一四六

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一四八

第四節 航 空……………一四九

第五節 化學戰準備施設……………一五二

第六節 國家總動員施設……………一五三

第七節 陸軍及航空豫算……………一五四

**第七章 獨 國**……………一五七

第一節 概 說……………一五七

第二節 建軍要領……………一五九

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一六三

第四節 航 空……………一六三

第五節 化學戰準備施設……………一六六

第六節 國家總動員施設……………一六六

第七節 陸軍豫算……………一六七

**第八章 伊 國**……………一六九

第一節 概 說……………一六九

第二節 建軍要領……………一七〇

第三節 兵力及編制(空軍を除く)……………一七一

第四節 航 空……………一七三

第五節 化學戰準備施設……………一七五

第六節 國家總動員施設……………一七六

目 次……………一七六

第七節 陸軍及空軍豫算……………一七九

第九章 波 蘭……………一八一

第一節 概 説……………一八一

第二節 兵役制度……………一八一

第三節 兵力及編制……………一八一

第四節 化學戰準備施設……………一八一

第五節 陸軍豫算……………一八三

第十章 其他の歐洲諸國……………一八五

附表其一 列國陸軍軍備一覽表  
 附表其二 列國新兵器整備一覽表

昭和十二年版 帝國及列國の陸軍

緒 言

一 戦争の不可避性と國防

戦争は國民死活の繋る所であり、國家の存亡を決する大事であるから、好んで之を行ふべきものではない。故に方今文明諸國は皆外交工作に依り國際間の和親を圖り、時々發生する紛議を未然に防ぎ、若くは之を平和の裡に解決し、以て其國民民福を増進し、人類共同の理想たる恒久の平和を實現せんことに努めつゝある次第で、彼の國際聯盟に、不戰條約に、或は軍縮會議に、平和の保障と、軍備の縮少が論議せられてゐるのは、皆此理想に近づかんとする動きに外ならない。

緒 言

然しながら各國家は其國利民福を増進する爲特殊の利害關係を有するものにして、此關係は往々他國の利害と一致せざるのみならず、時として全く相背馳することなしとせず、爲に國家間に屢々利害の衝突を惹起するものである。而して之が調和解決に方り、各國が各々其主張を固持して相譲らざるに於ては、外交的手段に依つて平和裡に處理することは不可能となり、其意志を貫徹すべき最後の手段として、遂に之が解決を武力に訴ふるの已なきに至るものである。蓋し各國家は皆自主獨立平等にして、國家間の紛議を裁決し得べき超國家的の強制力を有する最上無限の權力の存せざるを以てある。是を以て苟も獨立と隆昌を希求とする國家は、國家存立活動の保障たり推進力たるべき國防力の充備に最大の努力を拂つてゐる。我が國としても此間に處し、外敵の侵入及攻撃に對して我が國家を防衛するは固より、國策遂行に對す

る各種の妨害を排除し、我が肇國の理想たる萬民協和の實を顯現する爲、必要なる國防力を具備することが必要であつて、殊に最近に於けるが如く國際的對立の激化せる時代に於て特に然りである。

## 二 現代國防の要義と軍備

國防は軍備、經濟、思想其他有形無形の要素を網羅せる國力に立脚するものなるを以て、現代に於ける國防の爲には物心兩面に互り國力の充實を圖ると共に、之を國防なる目的に統合して作戰準備を整へ、戰はずして其目的を達成するを以て上の上なるものとし、已を得ざるに於ては一元的統制の下に國家の各機構を擧げて戰爭に當り、敵の戰爭意志を破摧することが必要である。而して戰勝獲得の爲には敵の戰鬥力破摧を先決條件とするので、直接之に當るべき軍備の重要性は多言を要せざる所にして、軍備は實に國防力の骨幹と

云ふべきである。斯くの如く國家が常に萬一に處するの覺悟と實力とを備ふることは、外交上に於ける發言を重からしめ、國際間の紛議を平和的に解決して國家の存立と發展を期し得ること多きものである。従て軍備は單に戦時のみならず常時に於ても亦、國家が其權威を保ち國策を遂行する爲必要缺ぐべからざるものと謂ふべきである。

### 三 軍備と平和希求との關係

所謂平和論者中には軍備を以て平和を阻止するものとなすものがあるが、是は理の本末を顛倒せるものにして、軍備在るが故に平和の至らざるにあらず、戦争の原因存在するが故に軍備を必要とするものである。否世界の現情は軍備の均衡に依つて辛うじて目前の平和を維持し在るものと謂はざるを得ず、各國共各々独自の立場に於て、四隣の情勢に鑑み、軍備の擴大強化に日

も猶足らざる有様である。

斯くの如く各國各々軍備の充實に邁進せんか、彼此互に誘因となりて軍擴競争を展開し、延ては戦争を誘發するに至るべしと憂慮するものもあるが、利害相反する國家間の軍備に著しき懸隔あらんか、軍備微弱なる國家は他より戦争を強要せらるゝか(日清、日露戦争に於ける日本)、又はより以上の屈服(三國干渉時の日本、華府條約時の日本)を餘義なくせらるゝこと多きに鑑みれば、寧ろ軍備の懸隔こそ戦争誘發の最も大なる原因をなすものと謂はねばならぬ。

要するに、人類は平和欲求と鬭争性の兩面を有し、又一面平和を希望し軍縮への念願切なるものがあるも、他面戦争勃發の原因消滅せざるを以て、軍縮を主張する國家、而かも他より何等の脅威を受けざるが如き大國と雖、自ら

六  
進んで他國以下に軍備を縮小するの意志なく、却つて條約によつて自國軍備の相對的優越を計らんとする如き、大なる矛盾の充滿しあるを發見せざるを得ない。従て吾人は此理想と現實の兩面を諦觀しつゝ、常に待あるの備を以て最惡に備へつゝ、皇運を扶翼し奉り、皇國の隆昌を期せぬばならぬ。

## 第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀

### 第一章 概要

#### 第一節 國家の立場と陸軍軍備との關係

各國の整備すべき兵力量、編制、裝備、用兵の要領等は、主として各國の國防上の要求によつて決定せらるゝものである。

凡そ國家には夫々独自の國是國策があり、又國土構成の状態によつて其防衛に難易を生じ、財政、經濟、資源等の状態により、兵力の維持、管理に大なる關係を生ずるものであるから、各國共兵力量其他の決定に當りては、前記の如き自主的諸元が重大なる役割を演ずるは固より、關係列國の情勢は相對的要素として微妙なる交感を及ぼすものである。故に各國は各々其の立場と環境に適應する如く、独自の軍備を保有するに努め又

努めざるを得ざる情勢にある。

二

例へば蘇聯邦は世界の共產化を理想とし、全世界の資本主義國家を敵としてゐるから、「世界革命の武装支隊」たる赤軍の増強を國策の第一義とし、之が爲には國民生活を犠牲にして迄軍備の大擴張を實施してゐる。波蘭は歐洲の雄邦間に介在し、常に他國の脅威を受けある爲不相應に強大なる軍備を整へてゐる。佛國は接壤國たる獨逸に對する爲、最も迅速なる作戰の遂行を必要とする關係上、平時より精銳にして強大なる常備軍を保持し、且至短期間に動員を完結し得る爲の施設を完備してゐる。英國は從來は地理的關係と優勢なる海軍とに信賴し得る關係上、小規模の陸軍を以て満足してゐたが、近時國際情勢の變化と世界大戰の苦き經驗に刺激せられて、空軍の大擴張と歐洲大陸に於ける活潑なる運動戰を目標としての陸軍の機械化整備とに努力してゐる。之に反し米國の如きは比隣に陸續きの強國無く、且必要に應じては短期間に多量の軍用資材を整備し得べき資源と工業力とを持つ等國防上の好條件を有してゐるので、平時は比較的小數の陸軍を保有するに止めてゐるが、海上兵力に於ては世界に覇を唱へんとしてゐる。而して、獨國が悲壯なる覺悟を以て再軍備の決意を爲したる所以、就中其再軍備宣言を爲さんとするに先だち、密かに所要の軍備を豫め整備して宣言遂行の爲の無言の支持力と爲したる所以のものを深察するとき、現代世界に於ける國策の遂行と軍備との關係に就て無言の教訓を受くるのである。

我が國の陸軍々備も亦我が國獨特の立場に應じ、四圍の環境變化に順應する如く定めらるべきで

あるから、以下項を改めて前述諸元の影響を記述する。

## 第二節 帝國國防上の立場と環境

### 一、自主的の立場

國是 元來我が國の國是は、天壤無窮の 皇運を扶翼し奉りて肇國の理想たる正しき道を世界に弘め全人類の福祉を増進せんとする 聖旨の顯現に在つて、四圍の情勢が如何に變轉するも終始一貫し長へに渝るべきものではない。而して此國是は、世界を一丸として坤輿の上億兆をして各、其處を得しめ、恰も一家庭的にあるが如き平和境を出現せしめんとする所謂八紘一宇の大理想を基とするものであつて、此宏大にして公正なる理想の實現せらるゝ處、始めて世界人類恒久の福祉は齎され得るのであらう。従て我が國防は此公明なる國是の貫徹を以て其基調とするものである。

現時我が國が新興滿洲國の健全なる發達を援け、更に日滿支三國の提携を促進して、

共存共榮先づ東亞の平和を確保し、纏て世界人類の福祉に寄與せんとするの國策も、實に此國是の大精神より發するものにして、我が國は飽く迄此正々堂々たる正義の主張を貫徹し、以て世界に正しき平和を齎さねばならぬ。我が國の自主的軍備の必要は先づ此處より生れ來るのである。

**國土構成の狀態** 我が國は兵力の移動不便なる長延なる島嶼を本國とし、領土を大陸に有し、而かも滿洲國と共同防衛の約を結びあるを以て、國土國境の延長大にして防衛を要する地點多く、強大なる兵備を必要とする。

**財政並資源の狀態** 我が國は財政並工業力の關係上、戰時急速に大軍を編成すること困難なるのみならず、又資源の關係よりしても長期持久の作戰は希望せざる所であるから、戰爭の終結を速かならしむるに足るべき精銳なる常備軍を保有し置くを必要とする。

併し乍ら、近代戰は吾人の希望に反して長期持久に陥り易き傾向を有するのみならず。

す、近時に於ける國際情勢上、國家の生存及國運發展の爲には、豊富なる資源の供給確保の要切實であつて、殊に一朝有事に立ち至らんか、我が國は海外に資源を求めることが極めて困難であるから、資源の自給自足の方途を確立すると共に、隣邦の脅威に對し、其安全を確保しなければ、我が消極的國防目的すら達することを得ない。況や更に進んで我が飛躍的發展に伴ふ對外政策遂行の如き、到底思ひも及ばぬことである。

又一面國軍を維持管理する爲には巨大の經費を要するものであるから、國家の財政狀態を顧慮すべきは勿論であるが、軍備は國家の健康體を維持し、國家の獨立と國民の生存及發展とを保障するものであるから、最小限度の軍備は萬難を排して備へねばならぬ。

## 二、相對的の環境即ち我が國四圍の情勢

接壤の隣邦は勿論、縦ひ國土相接せざるも利害關係深き外國の狀態、就中其政策特に軍備は一國の軍備に大なる關係を有するものである。例へば隣邦若し兵力微弱にして我に危害を及ぼすの虞少ければ我が兵力も著しく大ならしむるの必要なきも、隣邦が侵略

的政策を持し強大なる軍備を擁するときは、萬難を排して之に對應するの兵力を備ふることが必要である。

而して我が國を繞る四圍の情勢を靜觀するに、主要なる諸國の現時に於ける動向は概ね次の如く判斷される。

**支那** 南京政府の堅持する抗日反滿の指導方針と以夷制夷的陋策とは徒に列國の利用する所となり、支那自體の無統制なる政情と共に常に東洋平和の危機を伏在せしめて居るので、我が國としては東洋平和安定の見地より常に所要の準備を必要とする。

南京政府の誤れる對日態度と其多年に亙る秕政とに苦める北支民衆の間に、最近獨立自治の機運擡頭し、逐次實現の歩を進めつゝあるは管に北支自體の明朗化の爲のみならず、日滿提携携具現の爲にも亦喜ぶべき現象と認められる。併し乍ら一面「コミンテルン」の指令による共產軍の抗日的動向、張學良其他一部軍閥の容共抗日政策には十分なる注意を要する次第である。

**蘇聯邦** 依然傳統の東方經略企圖を繼續し、思想謀略と國境附近武力の集中とを以て露骨なる挑戰的態度を示してゐる。特に五年計畫の遂行と共に蘇聯邦の軍備は飛躍的に

増強せられ、今日歩兵約九十師團、騎兵少くも二十五師團、飛行機戰車各、五千、人員百六十萬(他に特別軍隊二十五萬)に達し、現に極東蘇領内に集中せられあるもの三十萬に達するの有様にして、其大規模なる極東建設の遂行、交通網の増設等と相俟つて、我が國防上の大なる脅威たることを否み得ない。特に昭和十年夏の第七回「コミンテルン」大會に於て示されたる共產黨の對世界政策の變更、即ち人民戰線を結成し特に我が國を其攻撃目標と爲せるが如きは、蘇聯邦今後の動向を示すものとして、吾人の關心を要する所である。

**米國** 太平洋制覇と支那市場進出の素志とを有する、米國は最近國內情勢の改善、經濟復興の本格的進捗に伴ひ、海外市場獲得の企圖愈々旺盛を加へ、又海軍條約期限の満了に伴ひ益々強大なる海軍力の整備を急ぐと共に、太平洋諸島嶼の防備を強化新設せんと企圖してゐる。殊に米國航空勢力最近の顯著なる西漸は、其軍事的なると商業的なるとを問はず、我が國の關心を益々大ならしむるものである。



尙比島は昭和十年十一月聯邦政府を組織せるも依然米國の主權下に在り、其完全獨立が許容せらるや否やは今後の問題に残されてゐる。又比島は愈、昭和十一年一月より新國防軍の創設に著手したが、其成行は注視に値する。

英國 傳統の外交政策に依り支那に勢力を扶植し、自己利權の維持増殖に腐心しつゝあるのみならず、從來事毎に我が大陸政策特に對支問題に容喙し、我が國傳統の國策たる東亞平和の確立日支提携を阻害せんとするの傾向顯著なるものあり、一方近時日印・日蘭兩會商又は日埃通商問題より支那政策に互り、我が經濟發展を阻止するの氣運が逐次具現されつゝあることも亦事實である。従て英國の行動は我が國策遂行上政治的にも經濟的にも常に注視を怠り得ぬものがある。

### 三 東洋平和の礎石たる我が國防と世界の平和

以上を綜合して東亞の情勢と其中に儼存する皇國日本の姿とを靜かに考察せば、東洋の平和は今や我が國防力の無言の威力に依て辛うじて維持せられあるを知るであらう。

日本にして無力ならんか、支那大陸が歐米爭覇戰の俎上に分割せられたるや必然にして、過去の歴史を顧るとき慄然たらざるを得ない。將來共我が國が東亞の安定勢力たるの實を示し、其國策遂行に邁進せんとする以上、自主的條件よりするも、又相對的見地よりするも、我が國が所要の陸軍々備を保持せねばならぬことは明であらう。

## 第二章 建軍の様式、兵役制度

### 第一節 各國陸軍軍制の大觀

建軍の様式に就て主要なる問題は、統帥權の所在と兵役制度の如何にして、軍の存在する所以と其特質とに鑑みれば、統帥の不羈獨立と徴兵制度の施行とが當然の必要であることは明瞭である。我が國は萬邦無比の國體に基いて、夙に其兩者を確立し、他に比類なき軍制の大本を樹立して居る。

#### 一 統帥權の歸屬

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度

統帥權とは天皇が軍を統率し之を指揮運用し給ふ大權を謂ひ、其獨立とは統帥を以て天皇の親裁し給ふ所となし、國務大臣輔弼の責任外にありと爲すを謂ふ。蓋し統帥の實行は不羈神速なる處決を要し、且之に關する策案は機密の保持を絶對に必要とし、且補備を爾後に期すること多くは不可能であるから、可及的寡頭の統制を要するを以て合議制の審議によることなく、唯一の最高意志に基き統率せらるゝを要し、全軍の將兵をして至誠服従せしむるに足る聲望と權威とを併有する統帥者に依りて始めて之が完全を期し得る譯である。従て國家の元首親ら統帥權を施行するを最も適當とするので、統帥は一般國務の外にありて獨立不羈果敢斷行するを要するものである。

列強中には統帥部を一般國務機關の圏内に置けるものがあるが、是畢竟國體上已むを得ざる事情、因襲に基くものであるから、決して最善のものではないことは、世界大戰後英國陸軍委員會(文官により組織せられたるもの)が政府及議會に對し、「帝國參謀本部は之を陸軍省より分離し、軍政實行の責任より超越せしむるを要す」と建議せるに徴する

も明瞭であつて、英・米・佛等の諸國に於ける事實上の統帥作用は、我が國の獨立不羈なるに比して遙かに煩はされ勝ちである。

唯此處に注目に値するは、近時國粹運動を以て勃興せる伊・獨及革命に依て建設せられたる蘇聯邦の政治組織である。此等の國に於ては統帥權の問題等を喧しく論ぜざるも、其寡頭獨裁の政治組織自體が既に戰時の統帥部にも似たる實行力を示してゐるので、其威力ある政府首脳部に統率さるゝ軍隊は、事實上不羈獨立の統帥に依るのと相似たる結果を生じてゐる。

## 二、兵役

國軍の兵員を充足すべき制度には徴兵制と志願兵制度とがある。前者は國家は國民擧つて防衛すべきものなりとの思想に基き、國民に兵役に服するの義務を負はしむる制度であり、後者は、國家と國民との合意により兵役に服せしむるの制度であつて、其何れを採用すべきやは、國體、歴史、國民性、國防上の要求、財政及産業等を基礎として決

定するもので、平時に於ては兩者の中一を採用し或は彼此併用してゐる。例へば列國陸軍中蘇・佛・伊・獨等は徴兵制度を採用し、英・米等は志願兵制度を採用して居る。但國家の危急存亡に際しては必任務兵制度に依るにあらざれば國防を完うし得ないこと、世界大戰に於て志願兵制度なりし英米兩國が共に戰役間徴兵制を採用したるに徴するも明である。又獨國は從來平和條約の拘束に依り不本意ながら志願兵制度を採用して居たが、昭和十年五月より遂に徴兵制度を採用するに至つた。

在營年限 列國の現行制度は左表の如くである。

志願兵制採用の諸國		徴兵制採用の諸國			
英	米	蘇聯	伊	佛	獨
國	國	邦	國	國	國
最少限	七年	三年	二年	二年	一年
		四年	一年半	但當分(一九三九年迄)二年	但當分の間

右の内伊の一年半は、戰後過度の短縮に依て苦杯を甜めたる後逐次延長復活せしめつゝあるの數字であり、又佛の一年は戰後の壯丁人員の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふ爲止むを得ざる施行であつて、軍隊教育の經費に多大なる膨張を來すを覺悟の上で實施して居る特種のものであるが、大戰當時の出生率低減の結果、一九三六年より一九四〇年迄の佛國壯丁減少の對策として、一九三五年十月入營兵より一九三九年兵迄を二箇年暫定的に在營せしめることとなつた。

## 第二節 帝國陸軍軍制の概要

### 一 帝國軍制の沿革

我が帝國の 皇統一系天壤と與に窮乏りなく國礎鞏固にして千古動かないのは、皇祖文武の威徳を以て皇道を四海に光被し給ひしより、列聖相承け能く其道を遵守せられ、國民亦忠君愛國の念熾盛にして尙武の氣象に富み、良く皇業を輔翼して君民一體祖業を恢弘紹述した結果であつて、我が軍制は其基礎を實に此光輝ある國體に置くものである。神武天皇の中洲を平定し給ふや、文武一途海内皆兵にして、此大權は悉く天皇親ら之を總攬し給ひ帝國軍制の基礎が確立した。日本武尊の東征神功皇后の遠征等、皇后、皇太

子の代らせ給ふことはあつたが、之を臣下に委ね給ふことはなかつた。大化の改新に及び文武始めて職を分つに至つたが兵農一に出づること尙舊の如く、次で持統天皇三年勅して全國の人民四分の一を徴して兵となして武事を演習せしめ給ふや、舉國皆兵の制は一變して徴兵となり、次で文武天皇大寶令を制定あらせらるゝや軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け其兵力十萬に及んだが、爾後昇平久しきに亙り、朝廷の政務も漸く文弱に流れ朝臣は和漢稽古の家と稱して朝要に方り、武士は弓馬の族と稱して諸國に占據し、文武全く岐れ、遂には兵權武門に歸し、祖宗の垂胎し 烈聖の經營し給へる所も一壞時亂するに至つた。

源賴朝幕府を開きし以後、北條、足利氏等逐次政を執り、漸く封建の制を爲し、群雄列藩擅に私兵を養ひて遂に我が國體に戻り、祖宗の遺訓に背戻するに至つた。此間元寇の覆滅、秀吉の外征等、時に海外に我武威を示したこともあつたが、國家的發展は殆ど見るべきものがなかつた。然るに明治天皇維新の偉業を大成せらるゝや、兵馬の制亦我が國固有の舉國皆兵の本性に復し、精銳無比の國軍が建設せられ、爾來七十年數次の外戦に連勝して皇威を宇内に宣揚し、東亞の平和を確保し以て今日に及んだ。

## 二、統帥權

我が國軍は萬世一系の天皇代々親しく統率し給ふ所であることは、國體國史に徴し、且又憲法の條章に照し、炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と定められ、國軍の統帥は一に至尊の大權に屬することを明示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制及常備兵額の決定の大權を明にしてゐる。

## 三、兵役制度

帝國憲法第二十條に於て「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め以て國民皆兵の制を確立せられてゐる。蓋し千歳不磨の傳統的國民皆兵の精神は、我が國體と歴史とに淵源し、神古より我忠誠なる國民精神と共に離すべからざるものであつ

て、建軍の本義及國民の崇高なる道義心に基き、闔國一致舉民皆兵、兵役を以て國民の最も重要な義務と考ふると同時に、忠良なる臣民の享有する無上の榮譽と爲す點にある。是を以て前掲憲法に基く兵役法に於ては、戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は凡て兵役に服することを定め、其中現役に徴集せらるゝ者は貴賤貧富の別なく皆家門の譽として勇躍入營するのである。

**現行兵役制度の大意** 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)・後備兵役・補充兵役(第一及第二)國民兵役(第一及第二)に分つてゐる。

現役兵は軍隊に入りて教育を受け以て戦時部隊の骨幹と爲り、豫後備兵は現役終了後郷に在つて戦時の要員たるものである。尤も、安寧秩序を維持し若は最も迅速を要する出兵等の爲めには現役兵のみを以て出動することがある。**第一補充兵**は現役兵に缺員を生じたる場合之を補充し、又必要に際し召集して所要の教育訓練を施し、以て戦時の要

員を充て、**第二補充兵**及**國民兵**は戦時若くは事變に際し必要に應じ之を召集して戦時の要員に充つるものである。

**現役・豫備役並後備兵役の服役期間及現役兵在營期間**

現 役 二 年 に し て 其 在 營 期 間 は 左 の 如 く で あ る 。

一 般 兵 約 二 年

歩兵(戦車兵を除く)にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程に付陸軍大臣の定めたる程度の課程を修得したる者は一年六箇月

輜重兵特務兵 概ね二箇月

看護兵及磨工兵 一年六箇月

補助看護兵 三箇月

豫 備 役 五 年 四 箇 月

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度

## 後備兵役 十年

在營年限 既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の状態となつた。即ち日露戦役以前の三年在營制は、明治四十年歩兵の二年在營制を採用せるを始めとして爾後逐次に他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り、特に歩兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は一年六箇月にて歸休せしめらるゝことゝなつた。

此の如き在營年限逐次の短縮は、國民負擔の輕減を計り産業の振興を期待すると共に、一般國民教育の向上と青年訓練實施の結果とが軍隊教育に貢獻する所あるべきを豫期してのことであつたが、一面科學の進歩に伴ふ裝備の發達は兵員の教育を益、複雑多岐と爲しつゝあるので、此上にも在營期間を短縮して速成注入的教育を施すことは、軍の戰鬪能力上到底忍び得ざる所である。殊に在營期間の短縮が形而上の戦力に及ぼす影響は、我が軍の特質に鑑み最も考慮せねばならぬ問題である。

尙昭和八年四月の改正で幹部候補生の納金制度を廢止し、凡て一般現役兵として徴集し在营概ね三箇月の後優良の人材を選抜して幹部候補生に採用し之に適切なる教育を施すの制度に改められた。

## 第三章 平時兵力量

陸軍々備の必要性に關しては、既に第一章第二節「帝國々防上の立場と環境」に於て説明せる所であるが、自主的條件よりするも將た亦相對的見地よりするも、我が國としては、一般情勢上我が國と利害反する國が東亞に使用し得べき兵力に對し、戰勝を博するに足る最小限度の兵力を備へねばならぬ。之れ即ち國軍戰時所要兵力であつて、此兵力を練成動員し得る基礎として、平時兵力即ち國軍保有量を決定するのである。

## 第一節 平時兵力の檢討

保有兵力量の算定に方りて顧慮すべき條件は少くないが、大體に於て先づ對抗兵力量を測定し、之に對して必勝を期し得る爲に必要な兵力量を決定するのである。

#### 一 對抗兵力量の判斷

我が國を繞る諸國が戰時幾何の兵力を東亞に用ひんとするかは、固より之を確知し難いが、其平時兵力に基づき、國情、外交關係、動員能力、地理的關係及輸送力等を顧慮して概ね判斷し得べきであるが、此等諸國中、我が國と利害關係最も密接にして、其陸軍々備の強大なるは蘇聯邦及中華民國であるから、以下假りに其數字を比べて検討したい。

蘇聯邦は現在平時兵力として、歩兵約九十師團、騎兵少くも二十五師團、飛行機戰車各、約五千、人員總計百六十萬(他に特別軍隊約二十五萬を有す)を保有し、現に極東蘇領内に集中せられてゐる兵員約三十萬、飛行機戰車各、約千に達してゐるが、有事の日此等の兵力は直ちに使用せられ、更に之に數倍する兵員が續いて輸送せらるるものと察

せられる。

東亞に使用せらるべき蘇邦軍兵力は國內の事情、歐洲の政情、西伯利鐵道の輸送力、極東地方の資源、工業力等に關すべきも、日露戰爭末期に於て露軍が滿洲の野に約百萬の軍隊を集中したことに鑑みれば(當時平時兵力歩兵六十師團、騎兵二十七師團兵數百二十四萬)、當時の露軍兵力を凌駕すべきことは火を睹るよりも明らかであり、殊に飛行機戰車等は各、數千に及ぶものと考へねばならぬ。而かも蘇聯邦五年計畫の推移に徴するに、蘇聯邦は其編制裝備に於て著々充實しつゝあるばかりでなく、赤軍建設の由來と諸般の施設とに依つて、其作戰能力は日露戰役當時に比し一段の向上を見つつあり、更に軍事策源の東方躍進を目標とせる、大規模なる西伯利及極東建設の遂行、交通網完成への努力等は、其對外政策の積極化と共に、我が國の最も重大なる關心を要する所である。

次に中華民國の兵力は約二百十餘師、二百十萬と推定せられてゐる。勿論備兵制度で

あつて戦時著しい増加がないものと假定し、又地方に於ける軍閥相互の相剋等を顧慮するとしても、最近中央の統一工作の成功により、反中央軍閥は失脚し或は懐柔せられ、軍隊も亦逐次中央化せられ、對外戦に使用し得る兵力を増加したことは疑ない所である。又装備及練成上にも一段の進展を來たしてゐるので、支那軍の價値は昔日と其面目を改むるに至つたものと見るべく、殊に最近に於ける南京政權及共產軍の抗日的動向並空軍の整備(中央軍約八百機)等、國防上輕視し得ざるものがある。

## 二、必勝を期するに必要な兵力量

此豫想する兵力に對し必勝を期せんとせば、數に於ても優勢を占めることが必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするは容易ならぬ點があるので、陸軍としては傳統的軍人精神の砥勵、訓練の精到、指揮統帥の卓越、戦法の選擇、編制裝備に對する工夫等、諸般の手段を盡して國軍作戰能力の向上を圖り、以て兵力量の劣勢を補はんと努力してゐる次第である。

併し作戰能力訓練等にも自から限度があるので、過去の戦勝に酔つて、妥當なる比率を無視することは、多大の禍根を包藏するものと云はざるを得ない。況や近代戦に於ては、軍の裝備就中飛行機及機械化の優劣が勝敗に影響することは、極めて大であつて、如何に勇敢であり訓練精到であつても、舊式裝備の軍は到底近代裝備の軍の敵でないことは、伊工戦争の例に見るも明である。

又一朝有事に際し、速かに戦争目的の達成を期するは、何れの國と雖同様であらうが、我が國は其環境並國情上特に其必要が大であつて、所謂速戦即決敵を壓伏することが極めて望ましい次第である。之が爲には作戰初動の威力が強大でなければならぬ。換言すれば緒戦の勝利を確實ならしむるに必要な最小限度の兵力は、何としても整備せねばならぬ。

尙有事の際、戦争目的を速かに達成することを期することは勿論であるが、他面戦争が持久に陥ることは私の好むと好まざるとに論なく顧慮せねばならぬところであるか



ら、國家總動員の準備に於ても遺憾なきを期せねばならぬ。

要するに、敍上の關係を考究するとき、現在我が陸軍の平時兵力が大陸方面に對する防備としては甚だ不十分なることは明であつて、陸軍兵備の本格的充實改編就中航空兵力並に滿兵力の増強は刻下の急務と謂はねばならぬ。

## 第二節 帝國陸軍の平時兵力

### 一、陸軍々備の沿革と其消長

明治六年始めて我が陸軍が編制された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが、日清戰爭の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり此兵力を以て日露戰爭を迎へ、日露戰爭に際し更に十七師團に擴張せられた。日露戰爭後露國は復讐を企圖し、著々軍備の整頓に著手し、常備兵額を七十八師團とし、極東軍の兵力を十一師團に増強するに至つたので、我が國も之が對抗策として軍備の

充實を必要とし、豫想する露軍の集中兵力及速度等に鑑み、明治四十一年平時兵力十七師團を二十五師團に擴張するの計畫を樹て、大正四年迄に二十一師團を整備した。

偶、歐洲大戰の勃發に際會し、戦局の變轉豫期し難きに至つたので、大正七年平時二十二軍團(四十四師團)整備案を樹て、大正九年度より逐次實行すべく廟議決定を見るに至つたが、世界大戰の終熄に伴ふ國際情勢の著しい變化、特に帝政露國の崩壞、獨國の敗退等に鑑み、一時量的擴張を延期し、大戰の結果に基づく軍備の飛躍的進歩に即應せんが爲には、質的向上を計るを先決とし、大正九年新たに四億八千六百萬圓の豫算成立し、前よりの繰越豫算と合せ、國防充備費として總額五億六千六百萬圓を以て、大正十年度以降大正二十四年度迄の繼續豫算として、裝備の應急的改善充實に著手することゝなつた。

然るに當時海軍も亦八八艦隊を目標とする大擴張を必要としたので、陸軍としては一般情勢と國家財政とに鑑み、繼續費取得の優先權を海軍に譲り、陸軍の充實は當初控目とし、後年度に従ひ増加する如く協定したが、偶、大戰後の世界的不況と平和論の擡頭

とは、軍備縮小、軍費節減を要求するに至り、陸軍豫算は繰延べに次ぐに削減を以てし、前述の如き国防上の最小限度の應急的施設すら實施すること能はず、當局をして焦慮の極に至らしめた。

而かも爾後に於ける軍事の著るしき進歩は、益、質的向上の必要を増加するに至つたので、陸軍は大正十一年人員約五萬四千、馬約一萬三千實に約五師團分の實勢力を自ら減少し、更に大正十四年に於て四師團(人員約三萬四千、馬約六千)及之に伴ふ部隊を縮小し、之に依り節約した經費を以て編制裝備の改善を圖つたが、整理當時の國家財政の都合上、右改善費は更に繰延を餘儀なくせられ、十分なる改善施設を爲すこと能はず、辛うじて大戰末期の軍備に近似せる程度を以て止まつた。

要するに陸軍々備は、其量的削減を實施し(不完全なる十七師團)質的改善未了の儘、換言すれば榮養不良の状態を以て滿洲事變に遭遇した。

本事變の發生に伴ひ、我が國四圍の國際情勢は急轉し、國防充實は一日も忽がせにす

ることが出来なくなつたので、十數年間放棄せられてあつた国防上の大缺陷を先づ應急に補整せんとし、昭和七年時局兵備改善案を立案した。之が爲には取敢ず五億數千萬圓を必要としたが、財政の都會上、已むなく大正十年度以降の既定繼續費の殘額三億數千萬圓のみを繰上充當し、概ね昭和十年度迄の繼續事業として、在滿兵備の充實、裝備一部の改善等應急の整備を實施し、尙前記時局兵備改善を補綴する爲、昭和十年から航空防空緊急充備計畫の實行に著手し、又昭和十一年から作戰資材追加整備の爲六箇年四億圓を計上すると共に、五年計畫を以て兵備一部の改善を實施すること、し焦眉の急に應じた。

## 二、現有兵力

現在國內に保有する常備兵力は約十七師團及若干の獨立部隊であつて、其總兵力は約二十五萬である。

## 三、本格的充實の急務

陸軍軍備の消長前述の如くであつて、陸軍としては滿洲事變勃發後當然軍備の根本的改編に着手するを必要としたが、當時情勢の前途豫測し得ないものがあつたので、國力が就中財力に相當の弾力性を保持せしむる爲、軍事費の増加にも適當な制約を加へる必要があり、又對外的には、蘇聯の軍備、就中其極東軍備の増強も今日の如く甚だしくなく、加ふるに蘇聯邦内外の一般情勢は、其對外戰爭の強行を制肘するものがあつたので、陸軍としては最小限度の彌縫的處置、即ち如上の時局兵備改善案、兵備改善五年計畫及作戰資材整備六年計畫等に依る、全く其日暮し的な改善に留めざるを得なかつた次第であつた。

然るに其後蘇聯邦に於ては五年計畫の遂行に伴ひ國力著しく進展し、又其對外情勢も有利に轉換し、軍備亦益々急激に擴充せられて底止する所を知らず、就中航空兵力及極東兵備の増強顯著で、彼我の懸隔を著しく増大するに至り、現狀を以て推移せんか、蘇聯邦極東交通施設の飛躍的向上と相俟ち、我が國防の前途寒心に堪へぬものがあるに至つたので、陸軍は昭和十年十二月以來、其本格的充實計畫の立案に着手し、昭和十一年七月漸く其大綱の決定を見た次第である。

此新軍備充實計畫は、既述の如き我が國を繞る國際情勢、特に最近急激に表面化した蘇聯邦の武力行使も辭せない積極的東方政策に對し、軍備の均衡に依つて戰禍を未然に阻止し、克く日滿兩國共同防衛の實を保障し、東亞永遠の平和を確立すべき恒久的軍備を建設せんとするものであつて、其骨幹たるべき大綱を擧ぐれば

- 一、航空兵力の増強
  - 二、在滿兵備の増強
  - 三、右二項に應ずる補充、教育、動員、補給等の軍政的諸施設の擴充
  - 四、作戰資材の整備
- である

抑、在滿部隊は、平時にあつては國境守備、國內治安維持等に任じ、戰時にあつては、

戦争初動の前衛的任務を擔當するものであつて、之が緒戦の勝敗は、爾後の戦争指導は固より、在滿諸民族の動向をも左右するものであるから、其任務達成に遺憾なからしむるの兵備を必要とするものである。

然るに現在では、我が陸軍の全兵力にも匹敵する蘇聯邦極東特別軍に對し、我が在滿兵力は餘りにも寡少であり、而も其大部は治安肅正工作の爲、全滿の廣大なる地域に分散して非戦闘的態度に在るに反し、彼は既に戰略展開を完了して居る状態であるから、政略上の見地からしても、戰略上の見地からしても、まことに危険なる状態にあるものと謂はねばならぬ。

又制空權の掌握が爾後の戦争指導を左右すべき將來戦の特質並現在蘇聯邦空軍の増強に鑑みると、我が空軍擴充及要地防空の重要なことは詳言を要せないのであらう。

## 第四章 軍の裝備

### 第一節 近代陸軍裝備の趨勢

#### 一、世界大戰に依る裝備の發達

戦闘の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、裝備劣れる軍隊は假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも、犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各、其國運を賭して戦つた關係上、必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち戦費として投せられた莫大の國費に依て、新戦用資材、特に新兵器の考案・研究・製造に全力を盡されたる結果、航空機・戦車・化學戦に伴ふ各種資材や長射程砲等の現出を見、又在來の火砲・銃器・通信器材其他、あらゆる戦用資材が劃期的進歩發達を遂げたのである。此間平時状態に在つた國軍の裝備が自



備 考  
 一、師團内歩兵大隊数は蘇佛九、米英一二である。  
 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の数の師團に對する比率は不詳である。

### ロ、機械化裝備

大戰間火力裝備の發達並陣地の靱強化に伴ひ、各國は裝甲に依る火力の損害輕減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つた。即ち機械化裝備は、戰車・裝甲自動車・自動車砲兵・牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、耐火力性と機動性を増加し、更に進んで、右兩目的を具備せる裝甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團を創設し、以て近代戰闘の要求に應せんとするものである。

列國中特に本裝備に力を注いで居るのは英・米・佛及蘇聯邦であつて、其現況は概ね左表の如くである。我が軍に於ては銳意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情に在る。

列國機械化裝備比較表 (附表其二參照)

國別	戰車	裝甲自動車	機械化部隊に關する傾向
英國	約 三五〇	約 一、二〇〇	軍全般に互り一部を機械化しあり、近く機械化せる騎兵師團・戰車師團の出現を見るべし。騎兵一旅團・野戰砲兵一聯隊を機械化しあるの外、近く五箇年計畫を以て更に軍の機械化の促進を企圖するもの、如し。
米國	約 五〇〇	約 二〇〇	機械化師團・獨立機械化旅團・同聯隊等十數箇あり、其他軍全般に互り機械化せられ師團の大部は固有機械化部隊を有す。
蘇聯	約 五、〇〇〇	詳細不明なるも相當多數を有す	
佛國	約 一、五〇〇	約 二〇〇	

### ハ、航空及防空裝備

第五章に詳述する。列國軍の比較 附表其二參照。

### ニ、化學戰裝備

化學戰裝備とは、毒瓦斯・燒夷劑・發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする裝備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

毒瓦斯禁止の諸條約と各國の見解 毒瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約

に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戦間、對手國が使用せりとの口實の下に、参戦各國悉く之を使用したのみならず、航空機、戦車と共に戦場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戦後、一九二一—二二年の華府會議に於て、日英米佛伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしも、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戦闘手段より遙に人道的にして危険少く且經濟的なりと稱し、爾來其施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の参戦の場合には效果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英・米就中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戦用に供することを禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し、國際軍縮會議専門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其他佛・獨・伊は固より、波蘭・西班牙・チェツコスロバキヤ・羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する觀念は自ら窺はれる次第である。

殊に、隣邦蘇聯邦が華府會議に於ける協定に参加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、化學戰に任ずる専門部隊を有するのみならず、一般部隊も小單位部隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

**各國化學戰準備の施設** 各國は、敍上の如く、毒瓦斯が戦時に於て必ずや用ひらるべきことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其性質上表面的には多く喧傳せられぬが、實際の研究は眞に眞劍深刻なるものがある。

其施設は、各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの一方、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、盛に化學工業の發達を促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我が國民の想像も及ばざる處である。

**細菌戰** 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より

條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも默視し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、又近來隣邦中に特に此方面の研究準備に力を用ひある國もあるから、吾人は之に對しても無防禦であつてはならず、十分なる研究準備を整へて萬一の日に悔を貽さぬの用意が必要である。

## 第二節 帝國陸軍の裝備

### 一、近年に於ける裝備改善の経緯

世界大戰の渦中に投ずるを免かれた我が陸軍が、戦後、裝備に於て列國に後れたるは蓋し自然のことであらう。爾後、國防用兵上の要求と國家財政上の考慮との間に在りて、苦慮克く屢次の軍備整理を行ひつゝ、銳意裝備の改善に努力したのであるが、其進度たるや真に遅々たるものがあり寒心に堪へぬ次第であつた。偶、我が國を繞る國際情勢の切迫は軍の裝備の現状に満足するを到底許さざるに至り、昭和八年以來國民全般の協力に

依て時局兵備改善案に基く作戰資材の整備を開始した。

### 二、現狀

世界大戰以來生じたる懸隔と、隣邦軍裝備の異常なる進歩とに因り、敍上の如き努力にも拘らず、我が裝備の現狀は前節に於て比較論述せる通り列強に比し甚しく見劣りするるのである。従て此等の裝備は、速に少くも隣邦に拮抗し得るの域に達せしむること肝要である。

## 第五章 航空及防空

近代戰に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直に以て戰爭の運命を左右するばかりでなく、之が暗黙の脅威は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとして居る。一九三五年春獨逸の空軍再建の爆彈的宣言、英佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の増強、蘇聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用等々、今や世界を擧げ



て空軍々備競争時代を出現したるの觀がある。

此時に方り翻つて我が國の現勢を見るに、昭和十年度に於て航空及防空一部の増強を策せられたとは謂ひ乍ら、尙甚だ貧弱にして到底列強に比肩し難いことは遺憾至極であつて、之が充實は現下の急務である。

而して本件は單に飛行機數の増加のみならず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設けること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及従業員を養成することが必要であつて、是等は現状若くは近き將來を基調とすることなく、須く遠き將來を目標として出發するにあらざれば、將來長く歐米の後塵を拜するの域を脱すること不可能と謂ふべく、又此等の措置を講じ置くことが一面軍備の經濟的維持上極めて有利とせらるゝのである。

### 第一節 將來戰に於ける航空兵力の重要性

世界大戰を契機として航空機の發達は異常なるものあり、列國が戰後競うて其發達を圖り其數及威力を増加して空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其技術と用法の進歩が航空隊をして其独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演ぜしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戰が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戰爭の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

而して、航空隊の戰鬪力には機械力の交感を多分に加味さるべきこと、竝に地上兵力の場合と異り其全兵力を東亞に集中すること極めて容易であるから、航空兵力に關する限り、質に於ても、數に於ても、常に十分の勝算ある整備充實を必要とすること、議論の餘地無き所である。

特に在滿航空兵備の増強は、日滿共同防衛の重責から論ずるも、將た滿蘇國境を環る  
 尤大なる蘇空軍の威壓的配置の事實より見るも、喫緊の要事たること論を俟たない所  
 ある。

## 第二節 防空の重要性と其施設

列國航空機の進歩發達は駸々として停まるところなく、戦闘機は時速四百浬を突破し  
 爆撃機は搭載量八噸を超過せんとして居る。而して列國は此等性能の向上と其數の増加  
 に力め、蘇聯邦の如きは極東のみに於ても約一千の飛行機を有し、其内には超重爆撃機  
 約百を始めとし多數の重爆撃機を有し、殊に其大部を沿海州特に其南部に配置してゐる  
 ことは帝國の防空上特に注意を要する所である。加之、「アラムカ」、支那及太平洋等に  
 於ける列國航空勢力の進展は愈、防空の必要を痛感せしむるに至つた。

防空の一般の要領は既に世人の熟知する所であるから此處には省略するが、最近に於

ける我が國及列國の防空要領に就ては更に一言するを要するものがある。

往時は防空即ち要地防空であつて、例へば東京・大阪等の如き要地のみを防護するを  
 以て足れりとしたが、今や防空は要地のみならず其他の市町村に於ても之を必要とする  
 やうになつた。蓋し從來は、要地防空の爲には要地の外周約百五十浬の範圍に防空監視  
 網を構成し燈火管制を實施すれば可なりとして居たのであるが、之は數字上の原則であ  
 つて實際に於ては此等の要地を完全に祕匿せんが爲には更に遠方の市町村を祕匿するを  
 要する。例へば、東京を祕匿せんとすれば水戸・新潟・直江津・仙臺・青森等を祕匿するを  
 要し、水戸・仙臺等を祕匿せんとせば夜間其附近一帶の燈火を管制するを必要とし、結局  
 東京を祕匿する爲には東日本悉くに燈火管制の行はるゝを要することゝなる。防空監視  
 に於ても出来るだけ前方に防空監視哨を配置するに努め、敵機發見を速かならしむるを  
 有利とする。以上は東京に就ての觀察であるが、大阪・北九州等に關しても同様である  
 から本邦主要地防空の爲には全日本の防空を必要とすることゝなるのである。

又空襲は主要要地に對してのみ行はれるものではない。歐洲大戰の際倫敦に向つた獨逸飛行機の大部は「ドーバー」「マーグート」等最も獨逸の飛行根據地に接近せる小都市に對して爆撃を行つた。之は主要要地への途中にある市町村が試しの爆撃や又は歸途に就いた敵機の自暴自棄的爆撃を受くることを物語るものである。從て要地以外の市町村も防空の準備と訓練とを整へて置くことが肝要である。

勿論、軍は防衛司令部を設けて防空の統制を行ひ、師團は其師管の防空を實施し、主要なる地點には高射砲・照空燈・聽音機・飛行機・氣球等を配置されるが、此等軍の擔當する防空に加ふるに國民自ら行ふ防空が極めて必要である。防空部隊を配置する都市に於て既に然り、況んや防空部隊を配置せられざる都市に於ては、國民防空を以て唯一の手段とせねばならぬであらう。

獨逸は昭和十年三月再軍備を宣言するに方り、何時敵の空襲を受くるも之に對し得る如く防空の準備を整へた。從て防空就中國民防空に徹底し、國立防空學校の設立、教官要員の養成等防空施

設に於ては列國中最も周到なるものがある。佛國は獨逸の再軍備に對し直に空軍の大擴張に移り、英國も亦空軍の擴張に努める一方内務省に空襲警備局を新設し本格的防空に著手した。波蘭は蘇・獨兩國の脅威を受け軍防空の充實に努むるのみならず、軍事補助勤務法を制定して國民防空の完備に餘念がない。尙、獨・佛・「チエツコスロヴァキア」の三國は防空法を制定して之を公布して居る。蘇聯邦に於ける防空施設は更に徹底せるものありて、一般市民には強制的に防毒面を購入せしめ、屢、防空演習を實施して之に關する諸規定及施設等は平時から完成されてゐる。特に極東方面主要地には、平時から高射砲照空燈等が配置せられてゐて、防空演習の如き殆ど毎月一回位の割合で實施してゐる模様である。

### 第三節 民用航空の世界的趨勢

#### 一、一般の趨勢

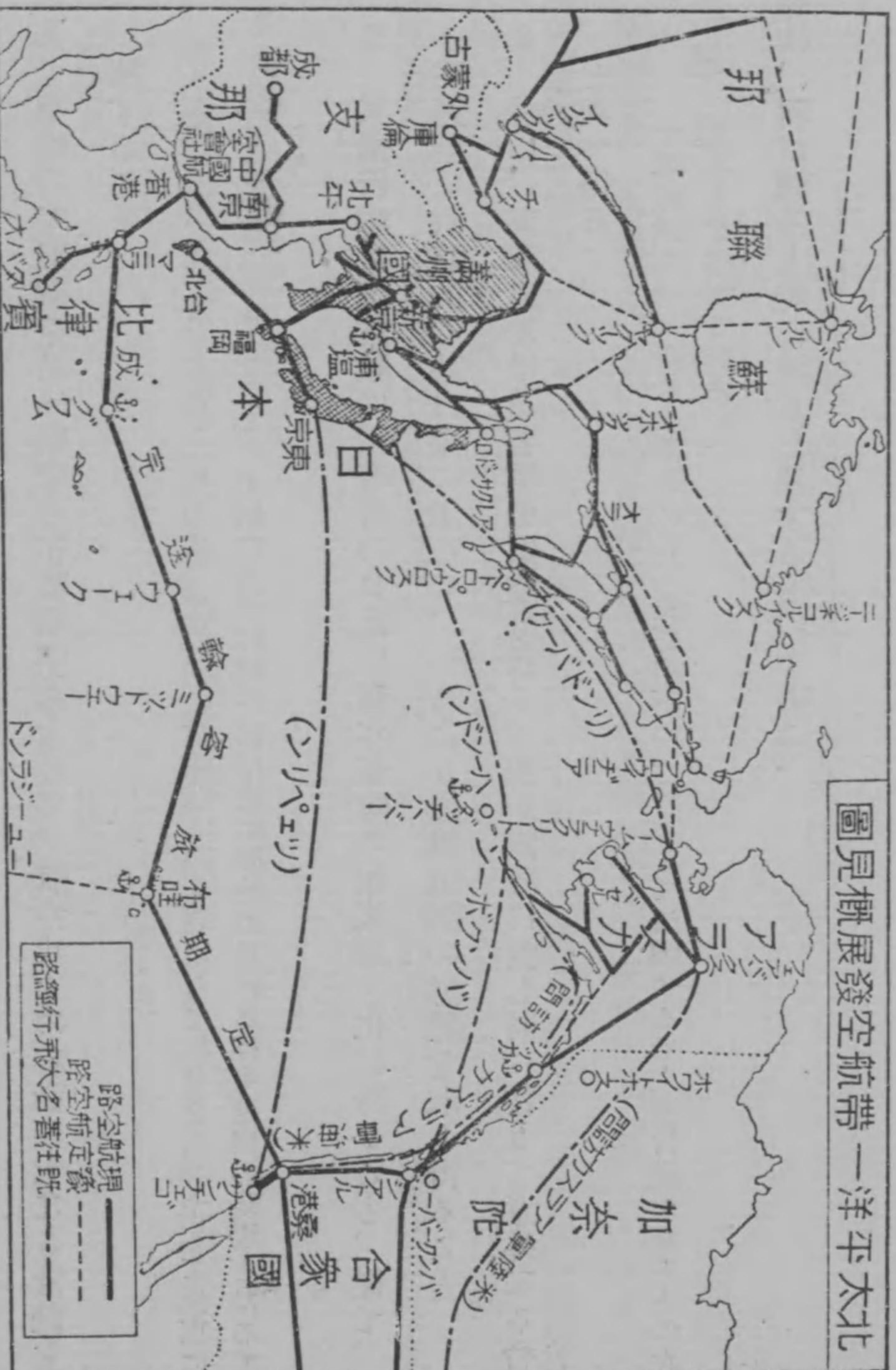
民用航空が、戰時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民用航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦此處に存するのである。現に歐米各國が目下採用しつゝある軍事航空政策を見るに、其手段方法に至りては夫、の特色

を示しあるも、平時大いに民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて、空中勢力の充實擴大を容易ならしめんとするの方針に於ては、各國何れも其軌を一にして居るのである。

各國の執れる其政策の實情は第二篇に述ぶるが、就中、蘇聯邦の國防飛行化學協會制度並民用航空機の構造に關する統制政策、會て軍用航空を禁止せられたりし獨國が民用航空に依て戰時航空勢力を形成しありしが如きは、其尤なものである。

### 二、列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略及戰略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るが、就中



1. 平時の定期航空路は戦時の作戦航空路として、航空兵力の移動に大なる価値を發揮すること

例へば、蘇軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戦時に於ける極東進出の足場となるであらう。

2. 其飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること、從て、戦略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること

3. 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我が國防に對し時に當りて意外なる脅威を與へ得ること

本項に就ては、かの上海戦に於て支那空軍の一員として活躍せる米人飛行家シヨートの在りしことを想起されたい。

等は、我が國防上特に注意を要するものである。

#### 第四節 帝國の航空、防空及民用航空

##### 一、航空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも、現在なほ飛行十聯隊(別に滿洲に飛行若干隊を置いて居る)に過ぎない。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較するときは尙著しく遜色があり、現狀を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難い状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること、既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連続不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新鋭機を現出せしめつゝある。航空機製造工業も官營・民間共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられ、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの狀況であ

る。而して發動機製造技術の未だ獨創的境地を開拓するに至らないのは甚だ遺憾であるが、此方面に向つても軍民を擧げて研究に努力して居るから、名實共に我が國獨特の發動機の現出するのも遠き將來ではあるまいと思ふ。尤も歐米に於ける航空機工業の駁々たる發達に比するときは尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戦時に於ける製造能力に想到するときは、平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就ても當局としては頗る苦心して居る。尙、内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつゝあるも、製造權・原料其他生産量の關係等に因り未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる狀況である。

## 二、防空

一昨年防衛司令部の新設、高射砲聯隊の増設等あり防空指揮機關と人員養成機關とは新設せられたが、防空資材の整備は十分でない。而して此等軍防空の充備に伴ひ併せて必要なるは國民防空の向上である。之が爲め先づ防空法を制定して國民防空に確乎たる基礎を與へ、防空施設を促進し、防空訓練を實施すると共に、更に防空學校等の防空教

育機關を創設して防空の深刻なる研究と教官の養成を行ひ、一般國民に防空教育を普及することが急務である。

## 三、民用航空

我が國の民用航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも、其主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連線と、最近開始された臺灣線の二線を有するに過ぎざる貧弱なる状態に在り、北鮮線・北海道線等を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等、我が國の民用航空には近き將來に於て根本的の改革を加ふべきもの多く、遞信省立案に係る民間航空振興政策の遂行に多大の關心と期待とを繋いで居る。

滿洲に於ては、昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、同年十一月以來新義州・奉天・新京・哈爾濱・齊々哈爾・滿洲里・大黒河等の主要都市間に定期航空が

實施せられ、大なる活躍振を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵便物・貨物等の輸送に新紀元を劃するに至つた。今後は益々官民協力して、國內民用航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

## 第六章 國家總動員施設

### 第一節 國家總動員の概念

#### 一、國家總動員の意義

抑、使用兵力少く、裝備亦簡單にして、戰爭の規模小なりし時代に在つては、動員は主として陸海軍の範圍のみに止り、爾他百般の諸施設に至つては多くの參與を期待しなかつたのであるが、世界大戰以來、徹底的に科學化する裝備と老なる動員兵力とを以

て、而も持久に陥り易き特性を有するに至りたる近代戰に於ては、軍隊のみならず、更に國家國民の全智全能を擧げて戰爭に當るを必要とするに至つた。蓋し、巨大なる軍の需要を充足すると共に、交戦より受くる國民生活の脅威を努めて防止し、敵國の思想戰に對抗して國民の精神を振興しつゝ、軍民一體能く長年月の戰爭の重壓に堪へて交戦終局の目的を貫徹せねばならぬからである。國家總動員の必要は實に此處に存するのであつて、即ち、

國家總動員とは、交戦に方り、軍事の要求を完全に充すと共に、一般國民の生活を確保しつゝ、戰爭の遂行に向つて國家の全能力を發揮する爲、國家全體を平時の態勢より戰時の態勢に移し、國家の利用し得る人的・物的、有形・無形一切の資源を擧げて之を統制・按配し、最も合理的、經濟的に之を運用する業務を謂ふのである。

従て、之が範圍は頗る多岐廣汎に互るべく、交戦間に於ける國民精神の指導・不足資源の補填・經濟機構の整調等、諸般の戰時資源の統制運用に就て、遺漏なき用意を整へ、

一旦緩急あるや、開戦の當初より一貫せる方針に基き、整然たる運営を爲すを要するが故に、平時より戦争に關する一切の要素を精査して、萬端の計畫施設を準備せねばならぬのであつて、之を總動員準備と謂ふ。

殊に我が國の如く、軍需資源も工業力も未だ十分ならざるに拘らず、最小限に甘んじある平時兵力を開戦と共に神速に擴充して、以て速戦即決の理想を達するの必要ある國に於ては、此準備の完成に俟つもの頗る大なる次第であつて、之が準備完からずんば、折角精銳なる國軍の威力も之を十分に發揮し得ざるに至るであらう。

現在、世界各國共、總動員計畫に就ては大なる努力を拂ひ、就中蘇聯邦の如きは、國民の平常生活を犠牲にして迄かの第一次・第二次の兩五年計畫を強行し、其完成を圖つて居るのである。

## 二、國家總動員準備の内容及施設

國家總動員の包括すべき範圍は其名の示す如く國家の總ての部に互るのであるが、

其主なるものを擧ぐれば、精神動員・人員動員・産業動員・金融動員・交通動員等がある（其等の詳細は第二節參照）。而して、之が計畫及實施の機關としては、各國共行政各省をして夫々の部面を擔任せしむるの一方、別に之を統轄する爲專任の一機關を設けて居るものが多い。

我が國の資源局、佛國の高等國防會議、伊國の國家總動員準備委員會等が之に該當する處のものである。

尙、總動員の實施は、國民の諸權利に對する所要の強制力を伴ふの要ある爲、特種の法令の制定若は準備を必要とするのであつて、

伊國は既に總動員法を制定公布し、佛國は一九三五年六月政府より下院に右法案を提出した。

## 三、國家總動員準備の平時に於ける寄與

元來、國家總動員の必要は戦時を目的として生じたこと既述の如くであるが、今や其施設は、平時に於ても國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す處あるに至つた。蓋し、其計畫の進捗に伴ひ、不足資源の開発、過剰資源の消化及發明研究の氣運を



促進すると共に、延いて巨額に互る軍需品の死蔵を節約し、更に非常時統制經濟の對策を講せしむる等、平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與へたる國防の認識と、精神動員準備の爲に起されたる國民精神作興運動とは、我が國民の思想上に著大なる精神的寄與を爲しつゝあるからである。

## 第二節 帝國の總動員準備施設

### 一、機關

世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられたる我が國は、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して内閣統計局と合併し國勢院を設立したが、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立した。

抑、總動員準備業務は極めて多岐廣汎にして、殆んど國政の全般に互つて關係を有して居るので、一省一局の到底專掌し得る處ではなく、夫、關係各廳に於て分掌するを至當

とする。併しながら各廳間に於ける業務の連絡協調に任じ、且何れの廳にも分掌せしめ難い事項の執行に任ずる爲、特別に一中央事務機關を設くる必要がある。殊に此事業の本質に鑑み、廣く衆智を集め眞箇舉國一致を期する爲には別に官民合同の一大諮詢機關を設置することが緊要であるので、現在のやうな組織を採つて居るのである。今、總動員準備機關の體系・組織・任務等の大要を具體的に述べれば次の通りである。

#### (イ) 總動員準備機關の體系

總動員準備機關は中央機關及地方機關に大別され、中央機關は統轄事務機關・諮詢機關及執行機關の三つから成つてゐる。

#### (ロ) 中央機關

##### 1 統轄事務機關(資源局)

中央に於ける總動員業務の連絡統一に任せしむる事務機關として、資源局を設けられてゐる。

該局には専任職員の外兼任として關係各廳勅任官(局長級)を參與に、同高等官を事務官に命ぜられ、人的及物的資源の統制運用計畫及之に伴ふ必要な調査及施設に關する事項の統轄事務に服し、且此統轄の爲に必要な事項の執行の事務を爲してゐる。

## 2 諮詢機關(資源審議會)

内閣總理大臣の諮詢機關として資源審議會を設けてある。該審議會に於ては人的及物的資源の統制運用計畫並其設定及遂行に必要な調査及施設に關する主要の事項を調査審議し、又之に關して建議せしむるのであつて、舉國一致の實を全うし衆智を集むる趣旨に基き、其總裁は總理大臣、副總裁は二名として現に海軍大臣と商工大臣とが之に當り、委員は三十五人以内であつて關係各廳の勅任官(次官級)・貴衆兩院議員・實業家其他識者中から任命せられて居る。

## 3 執行機關

事務の執行は原則として當該資源の關係廳が之に任するのである。即ち平時管掌事項に基いて國としての總動員執行事務を擔任する。唯何れの廳にも分掌せしめ難い事項及資源局に於て特に執行するを有利とする事項に限つて資源局が之れに當つてゐる。而して各廳は現在職員を以て業務を處理し、已むを得ざるものに限つて將來増員を行ふ方針である。

## (ハ) 地方機關

地方機關は差當り各廳に隸する現在地方機關を以て之に充て、中央機關と同様力めて現在職員を以て業務を處理し、已むを得ざるものに限つて將來増員を行ひ、若は特に地方機關を新設する方針である。

## 二、法令

大正七年公布せられたる軍需工業動員法は、戰時に於ける軍需品工場・事業場の管理使用・收容・並軍事輸送機關、又は政府の管理する工場・事業場に對する全國民の強制徴

集等を規定して居る。本法は其範圍を軍需工業動員に限定し、且内容が甚しく不備である爲、之を總動員關係法として見る場合に於ては、頗る不完全なるのみならず、未だ施行の態度さへも整ひあらざるを遺憾とする。但資源調査に關しては昭和四年資源調査に關する法令が公布せられて以來其狀況を明瞭ならしむることが出来た。

### 三、總動員業務の概要

#### イ 精神動員

所謂國力戦に迄發展し來れる現代の戦争に於ては、國民の戦意如何が屢、勝敗の數を定めるに至るのである。世界大戦に於ける露國の崩壊や獨逸敗戦の歴史は、軍に戦闘力があつても、國民の戦意が喪失したならば、遂に其國家は敵の軍門に和を乞ふの外無きを如實に示すものである。

**思想戦と精神動員** 近代喧しく論せられる思想戦も實は此處に其著意を發するものであつて、將來戦に於ては武力戦に併行して思想戦が指導せらるべく、從て堂々對手國の思想を壓倒し得る底の國民的精神力を培養すると共に、出征軍及銃後の國民に向つて指向される敵の此種方策に對し、斷乎之を防遏排撃して國民戦意の衰退を防ぎ、戦争長期

の重壓に堪へて終に最後の勝利を獲得する爲に、精神動員の準備を完備して平素より思想的の金城湯地を形成しておかねばならぬ。

**精神動員の平和的部面** 何れの國家總動員施設も、寧ろ平時の準備の中に其施設の重點を有するのであるが、精神動員に於ては特に其甚しきを見る。蓋し、國民精神の作興はいざ鎌倉となつて急に作り上げられるやうな生やさしいものではない、否、思想戰的文化の闘争は平時より既に熾烈に行はれて居るのであつて、精神動員に關する限り平時より既に實施せられて居ると見るべきものだからである。

**國體に基づく指導精神の宣揚** 戦時の思想戦は固より、平時の思想戰的文化の闘争に於て國民精神を作興し、以て能く思想國防の目的を達成せんとせば、先づ、國民思想の歸趨を示すべき指導精神を確立徹底することが必要である。

萬邦無比の國體を戴く我が日本に於ては、此指導精神は既に儼然と確立せられあるべきこと固より議論の餘地無き處であるが、而も我等が誇りとすべき日本精神は、遺憾なが

ら外來思想の影響を受けて久しく眠つて居たかの感がある。宜しく内に桃源の惰眠を警醒して國體に基く指導精神を作興し、依て以て國外よりの如何なる邪惡思想の浸潤に對しても微動だもせざる思想的金城湯地を結成すると共に、進んで宇内に皇道を宣揚するに至らしめねばならぬ。

教育機關の刷新革正、全教化團體の糾合指導、共產主義者の説得彈壓、誤れる自由主義者の是正善導等は、精神動員實施の爲の具體的部面であつて、幸に、官民の協力に依て速に其目的が達せられんことを庶幾して止む次第である。

**國民生活の安定** 精神動員の効果を發揮せしむる爲に、國民生活の安定を圖ることの必要なるは言ふ迄も無い。平素、農山漁村の更生・中小商工業の振興等に留意し、國民生活の環境を整理しつゝ之に併行して精神作興を行ふことに依つて、物心一如の日本精神的團結は實現されるのである。

特に戦時は、衣食住の逼迫と、空襲其他武力に依る直接間接の脅威とに依つて、國民

生活は有形無形に脅かされるのであるから、爾他の總動員施設と相俟つて國民に安心を與へつゝ精神作興を爲すことが極めて必要なのである。

#### □ 人員動員

戦時に要する人員は軍の所要兵員の外、軍需工業及總動員の要員で莫大なる數に上り、其供給は人員資源に恵まるゝ我が國と雖、決して容易の業ではない。即ち、將來戦に於ける参加兵員は、到底日露戦争に於けるが如き百萬の寡少兵員にあらざるは勿論、軍需工業の要員は、大戦間に於ける各國の事例に徴するも概ね戦場兵員の二倍を要し、更に運輸・通信・警備其他總動員の執行並國民生活維持等の爲多數の人員を必要とするのであつて、之が徵用・配當等に就て平時より精細なる計畫を準備せねばならぬ次第である。

**徵募統制** 戦時は、健康なる男子は勿論老幼・婦女・廢失者に至る迄、苟くも用ひ得べき者は悉く之を用ひなければならぬから、其募集徵用並勞力統制の爲、全國に互り大規模の徵募統制機關の確立を必要とするを以て、戦時急速養成に努むるも尙特に開戦當初に於ける需要充足の爲には、兵役關係者と雖緊要缺くべからざる者に限り召集猶豫を爲すの特例を設け、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關係の有無に

係らず、何人と雖戰時に際し軍事輸送機關並政府の管理又は國の經營に係る軍需品の生産・修理に任ずる工場・事業等に強制従事せしめ得る様になつて居る。

**勤勞精神と負擔の均衡** 何れにせよ、全國民に勤勞報國の精神を喚起し自ら進んで必須事業に従事せしむると共に、兵役關係者相互間は勿論、非兵役關係者との間に於ても、戰場に出で、死生の巷を馳驅する者と、内地に留つて國內の業務に従事する者と、更に又其業務の難易に應じて、其負擔報酬に均衡を保持せしむることは、衆心一致の國防觀を強化する爲絶對の要件であつて、此點精神動員と併行して爲さるゝことが必要である。

#### ハ 馬匹動員

馬匹も戰時非常に多數を必要とする。然るに現在我が國の馬産は數に於ても資格に於ても到底満足出來ない。平時に於てすら所望の資格の軍品を得ることが困難な状態にある。

殊に馬匹は少くも五、六才に達せざれば軍馬として使役し得ないのと、動員に當つて

莫大なる馬匹が徵發せられて國內には將來の補充用の生産資源も著しく減少することを考慮せば、平素に於ける國內馬産資源の涵養は喫緊事項である。特に滿鮮には軍馬資源が皆無なるに想到するとき益、此の感を深くする。

#### ニ 産業動員

戰時産業は軍需充足を第一義として國民生活の確保を第二義とし必要の統制を加ふるを本旨として居る。而して平戰兩時の轉移が整々に行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を大にし、供給を圓滑ならしむることが出來ずして、戰爭遂行の信念を破壊する。故に平時より戰時經濟の根基を確立し、平戰時の産業政策を調和して、戰時に於ける軍民の需用を満足せしむべき準備を完成して置く必要がある。

**不足資源の補填** 石油其他重要資源で不足するものが少くない。此等不足資源に就ては戰時一層消費節約、廢品利用等の手段を講ずるは勿論、其開發・確保又は代用品の研究に於て萬遺憾なきを期すると共に、生ゴム或は石油の如く我が勢力圈内に於て如何に其開發に努むるも、質或は量に於て我が需要を充足し得ざるものは、資源の保有又は代

用の途を講じ、尙且不足するものは已むを得ず之を輸入に俟たなければならない。

而して、輸入に依る不足資源の補填を支障無からしむるには、努めて戦時に於ける我が交易圏を擴大して資源の有無相通を容易ならしめなければならないのであるが、一面に於て、戦時貿易は主として我が勢力圏内又は與國との間に限らるべきが故に、平時に於ける貿易の對象を我が勢力圏外に求むるに従ひ、戦時貿易への轉移は益、困難となるべく、従て、平時貿易の對象選定に當りても、有事に備ふるの觀點よりせば爲し得る限り其邊の著意を加ふることが必要となるのである。

**軍需優先** 何れの場合に於ても、資源の配當は軍需充足を第一義とし、資源の爲に作戦を掣肘せざるを以て本則とするのであるから、石油の如き重要不足資源に就ては、軍自ら努めて消費を節約し經濟的に使用することは勿論であるが、更に國內に現存するもので取得し得べきものは最後の一滴に至る迄悉く之を軍用に供し、民間需要に對しては代用品を以て満足せしめねばならぬ場合を生ずるであらう。

**其他過剩資源の對策**として消化増進・生産轉換、工場動員として工場の新設・擴張並轉換、或は工場の管理・使用・收容、産業系統の確立・企業の合理化・教育註文制度・規格統一等重要統制事項が多々存するのである。

## 二 金融動員

戦費は戦争の規模・期間等に依つて異なるが世界大戰に於ける實績に徴するに平均年額獨逸は三百四十一億、英國は十七億五千萬磅、米國は百三十一億弗の巨額に達して居る。従て將來戦に於ては、我が國に於ても日露戦争に於けるが如き小額(全期間を通じ約十七億圓)の戦費に止まり得ざることとは明瞭であつて、之が調達に就て十分なる研究と準備とが必要である。

**戦費財源の調達** 前述の如き莫大なる戦費の財源は之を何處に求むべきやと云ふに、租税の増徴・官業に依る増收・公債の増發・不換紙幣の發行等あらゆる手段に依らなければならぬのである。

而して、租税増徴及官業に依る増收は財政的には極めて堅實なる戦費調達の手段であるが、之に依つて多額を望むことは出来ない。従て、戦費の大部分は止むなく公債の増

發に依つて調達されるに至るのが自然であつて、かの世界大戰間の各國の例に徴するも、主要各國の公債發行年額は百二十億乃至三百億圓に達して居るのである。唯公債發行の方法として、公募に依るか或は中央銀行に引受けしむるか等は大いに考慮を要する問題であるが、多額の公債は中央銀行の引受に依らなければならぬのが常である。而して、此場合公債の市場消化能力を増大することが最も肝要である。尙、不換紙幣の發行は、動もすれば悪性インフレーションを齎し、貨幣價値の暴落を伴ひ易く、一國の經濟を破綻に導く憂が少くないが故に、可成避けるのを可とするが、現に世界大戰中戰費調達に苦しんだ各國は、其發行方法に於て當初より不換紙幣として發行せしか又は既發行の兌換券の兌換を停止せしかの相違こそあれ、何れも最後の手段として此方法を探つたのである。恐らく、補助貨の限度に於て小額紙幣を發行する程度の不換紙幣發行は必要上採らねばならぬ處置となるのであらう。

#### ホ 其他

海陸空の運輸機關及通信機關の統制準備、軍の警備を核心として全警備機關を統制する警備計畫の樹立、情報・宣傳の統制、各種戰時法令の準備、總動員機關設立の準備等を必要とする外、更に軍機保護及諜報防止の重要性に鑑み之が對策を講ずることが肝要である。

### 第七章 陸軍豫算

國家の立場と環境とに基き軍備を如何なる程度に定むべきかは既に第一章に於て述べたる處であるが、此等の立場よりする要求を、國家財政の關係を考慮し如何に充たしゆべきか、軍事豫算の裁定に方りて問題となる所である。

昭和十二年度の帝國陸軍豫算案は七億二千七百萬圓に達して居るが、之は今日の國民經濟の實情と國家財政の情況とに鑑み、十分なる考慮の下に編成せられたるものであつて、現在の世界情勢に應ずる軍備としては、實に其最小限度を保障し得る經費なのであ

る。然して農山漁村・中小商工業界等の庶民經濟が相當逼迫しある今日に於て、右豫算額の實際の支出に方りては、之を最も有効に使用するやう、最善の努力を拂ひつゝある次第である。

一、十二年度豫算編成の趣旨及其大要

編成の趣旨 曩に昭和八年度に於て樹立せられ更に昭和十年度に於て補備せられたる所謂時局兵備改善案は、緊迫したる該案樹立當時の國際情勢に基き、主として在滿兵備及戰時要員の養成並内地部隊一部の新設改善等應急速成の改善を行つたものであり、次で航空防空の緊急充備を企畫して其缺陷を補つたものであるが、國軍全般に互る兵備の内容充實は依然として後年度の企畫に残さるゝの已む無き状態に在つたのが、今や諸般の情勢は最早荏苒として日を假すを許さず、速に國軍全般に互る兵備の内容を充實強化して、之を堅實強固なる恒久軍備に移行せしむるの必要を痛感するに至つたこと、第三章に於て既述せる如くである。

此處に於て萬難を排して本格的充備に著手すべく、先ず十一年度に於て第六十九特別議會の協賛を得て其第一歩たる基本的事項に著手したのであるが、之れを基礎として愈、今回の計畫が樹立されたのである。  
豫算の大要 昭和十二年度の陸軍豫算案は前項の趣旨に基き計上されたが、其内容左の如くである。

昭和十二年度陸軍豫算額

區分	經常部			臨時部		滿洲事件費	計
	在滿兵力充實維持	航空防空充備	兵備改善	資材整備	其他		
既定額(十二年度標準豫算額)	二六三九、四八〇	〇	一九三、九一七	〇	〇	〇	二、八三三、三九七
新規増加額	九、二六二	五、五三〇、〇八六	一、九二〇、九五四	〇	〇	〇	七、六四二、一四二
其	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇



新規増減差引計	新規減少額			計		
	計	其他の減	平均額に基く減	在滿兵力充實維持に伴ふ減	前三年度間の實費	平均額に基く減
	△ 一六、七六五、三三七	△ 二九六、三〇七	△ 二五、八八五	△ 一六、四三三、一八五	△ 二五、八八五	△ 二五、八八五
	△ 一、二〇三、六七七	△ 二四三、〇七七	△ 一八、七五〇	△ 九四一、八五〇	△ 一八、七五〇	△ 一八、七五〇
	△ 一、二〇三、六七七	△ 二四三、〇七七	△ 一八、七五〇	△ 九四一、八五〇	△ 一八、七五〇	△ 一八、七五〇
	△ 一、二〇三、六七七	△ 二四三、〇七七	△ 一八、七五〇	△ 九四一、八五〇	△ 一八、七五〇	△ 一八、七五〇
總計	三三、八〇〇、〇八一	三三、八〇〇、〇八一	三三、八〇〇、〇八一	三三、八〇〇、〇八一	三三、八〇〇、〇八一	三三、八〇〇、〇八一

今右表に就き其概要を説明すれば次の如くである。

十二年度標準豫算額 之は大體に於て、經常費と臨時費の十二年度年割額との合計額である。其内經常費(前表經常部の欄の二一六、三九九、四〇八圓)は平時陸軍の軍隊・官衙・學校等を維持する經費である。

又臨時費(前表臨時部の欄の一一九、六三八、一七八圓)には國防充備費・航空部隊其他改編費・兵備改善費・震災復舊費・土地建造物整理費・演習場射撃場及架橋場其他整備費等

が含まれて居る。

新規増加額 新規増加の殆ど全部は在滿兵力の充實維持・航空防空充備・内地兵備改善及作戰資材整備に要する經費であつて、新規増加額四億九百萬圓の九割八分に當る四億百萬圓は之に依つて占められて居る。

二、在滿兵力の充實維持

在滿兵力の速かなる充實の要は既に第三章に於て説述した。其經費總額は昭和十二年度に於て二億三千四百七十二萬餘圓であつて、在滿兵力の維持其他に要する爲の經費である。

但在滿兵力は主として内地部隊の派遣に依つて居るのであるから、之に相當する内地部隊の維持費大約千七百萬圓は一方に於て減少せらるべく、從て新規所要額は大約二億一千七百萬圓となる。

三、航空防空充備

航空防空の充實は其量的増大と共に、技術の進歩と器材の向上、要員養成、器材の補充に關し、施設を充備せなければならぬ。昭和十年より五箇年計畫の航空防空緊急充備は、緊急一部の整備を實施したのであるが、今回本格的に之が充備を計畫したのである。其豫算は十二年度は一億二百餘萬圓であるが、其大部は十二年度より十七年度に終る如く計畫し、経費の合計は約三億五千二百八十三萬餘圓である。

#### 四、内地兵備改善

前述せる如く昭和八年度よりの所謂時局兵備改善案は昭和十年度に於て補備せられたけれども、之は當時の國際情勢に基く應急速成改善の範圍を出でざるものであるが故に、國軍軍備恒久化の基礎を確立する爲には、更に其後に於ける情勢と將來の推移とを通觀し、國軍全般に亙る兵備の内容就中其基礎的事項を擴充強化し、以て堅實強固なる恒久軍備に移行せしむるを必要としたのである。

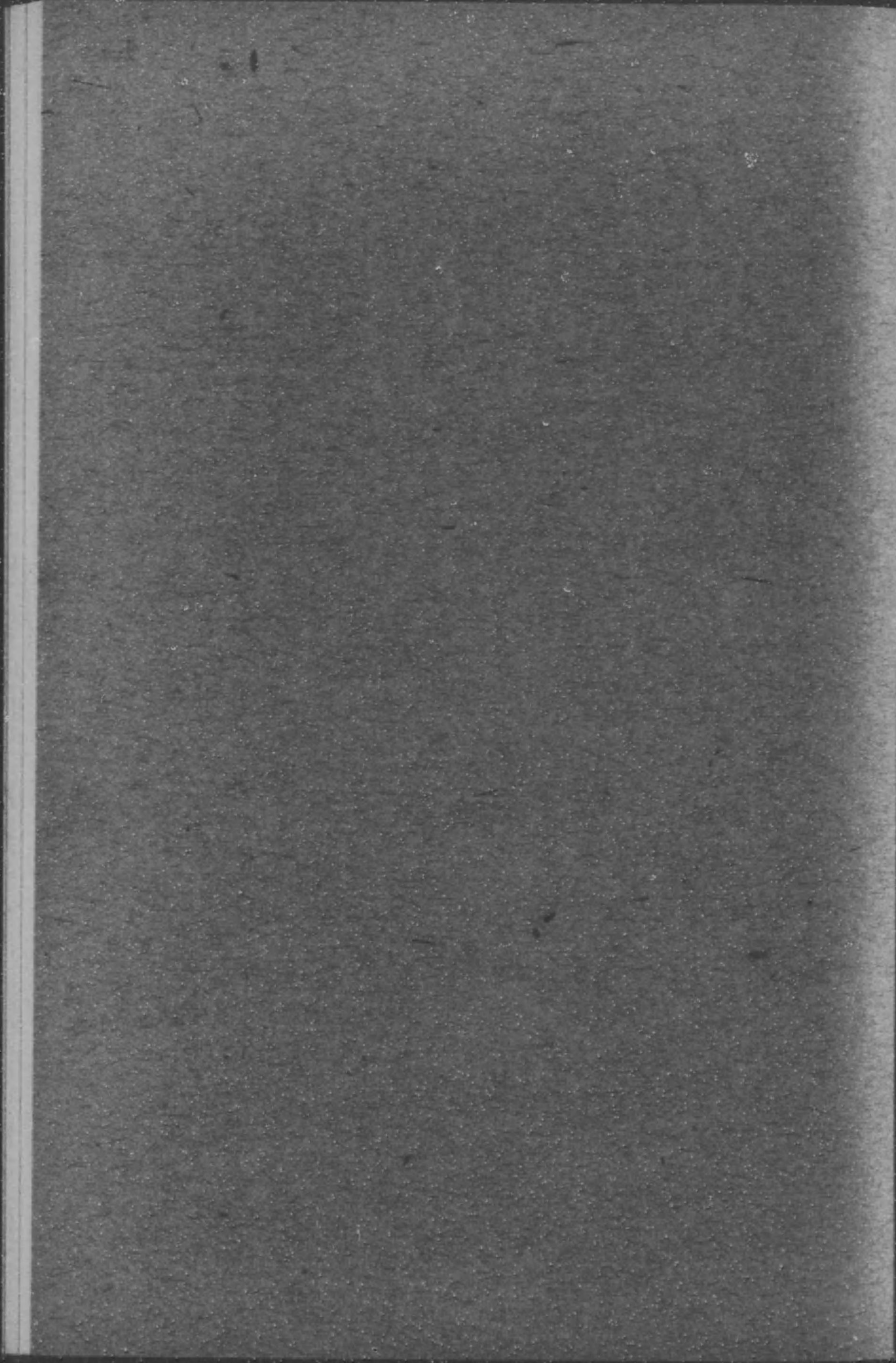
昭和十一年度計畫の内地兵備改善は、實に此移行準備としての基礎的事項の企畫であ

つたのであるが、今回愈、恒久的充實に著手するに至つたのである。即ち十二年度は二千四百七十四萬餘圓を充當してあるが、其大部は十七年度迄に終る如く繼續費として一億二千七百八十六萬餘圓を掲上してあるのである。

該兵備改善の内容は、兵力の増加に伴ひ必要なる各種兵員の養成の爲、各部隊の増強改編を行ひ、各種裝備を向上する他補充、動員、教育補給、衛生等の諸施設を擴充せんとするものである。

#### 五、作戰資材整備

兵力の増大並裝備向上の爲作戰資材整備の緊急事たるは自明であるが、駭々として停止する所なき科學の進歩は又此整備費を要求して止まないものである。昭和十一年度の作戰資材整備費は斯くして成立したものであるが、之が極めて基本的な整備であつた事前述の通なのである。是れ本年更に七箇年計畫として昭和十八年迄に九億圓を繼續費として支出せんとする所以である。



THE  
LIBRARY OF THE  
MUSEUM OF  
COMPARATIVE ZOOLOGY  
AND ANATOMY  
HARVARD UNIVERSITY  
CAMBRIDGE, MASSACHUSETTS

## 第二篇 列國陸軍概観

### 第一章 滿洲國

#### 一、日滿兩國の軍事關係

帝國は滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、「日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存在ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルコトヲ約ス、之カ爲所要ノ日本國軍ヲ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス」と約したのである。即ち、滿洲國の國防は、滿蒙を生命線とする日本帝國の國防圏内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任することが、滿洲國の國防を安全ならしむると共に、又我が日本の國防を鞏固ならしむることになるのである。尤もかゝる問題は對外的に極めて重大なる意義を有するが故に、「日滿兩國は、苟も國防に關する限り、兩國渾然一體となりて之に當る」ことを世界に宣言し、以て、滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我が國の決意を闡明したのであつて、帝國は其結果生ずべきあらゆる障碍荆棘を自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

#### 二、成立の沿革

滿洲事變勃發以來張家政權の羈絆を脱して各地に獨立せる部隊は、保安軍等の名に依り各省の治安

に任じてゐたが、新國家の成立、國務院の閉廳、軍政部の創立を見るに及び、逐次滿洲國軍に統一せられ、私兵的存在より國軍意識に覺醒し、更に我が軍事顧問及教官の指導に依り、皇軍と協力して反軍の討滅等に從事し現在に至つた。

### 三、滿洲國陸軍の現況

滿洲國軍は皇帝の統率する所であつて、之が統轄の爲中央機關として軍政部を置き、軍政大臣は軍令及軍政を統轄し、且統帥に關しては帷幄機關を兼任してゐる。

陸軍側地方統轄機關としては、興安省を除き全國を若干軍管區（一軍管區は概ね新行政區劃に依る二省を包含す）に分ち、之に軍管區司令部を設けて管内の軍令軍政事項を統轄せしめ、各軍管區内に在りては、指揮統御の便と行政區劃を顧慮して若干の地區に區分し之に警備司令部を置き地區内軍隊を指揮せしめてゐる。別に興安各省に警備軍司令部を置き、蒙古兵のみより成れる警備軍を統轄せしめてゐる。軍管區司令官及興安各警備軍司令官は、何れも皇帝直隸である。

以上諸軍の總兵力は約十萬として、現在の戰鬪兵種は主として歩・騎・砲の三種とし、戰略單位として混成旅及騎兵旅がある。今や建軍以來五閏年、老朽不良を淘汰し皇軍指導の下に内容を改め、訓練に努め、殊に帝制實施に伴ひ全軍の指導精神茲に確立せられ、著々舊軍閥時代の陋弊より脱却して軍容刷新の實を擧げ、其戰鬪能力は其整備改善に伴ひ遂次向上進歩し大に面目を一新して居る。

## 第二章 中華民國

支那の陸軍は傭兵にして、由來軍閥の私兵と稱せられてゐる。

此等軍閥は一に夫、の利害關係に因て集散離合し、從て、恒久性ある統制的勢力は殆ど之を見出し得ない情勢である。國民政府は之を國家防衛の軍隊として、軍制を列強特に日本に模倣し、民國十二年六月十七日兵役法を制定公布し、且逐年兵備の改善に努めあるも、政府の規定する軍制が全軍に普及するは容易の業でない。從つて其兵力は莫大なるも、編制及裝備は未だ充分と云ひ難い。但最近自働火器廣く全軍に裝備せられ、又航空兵力頗る増加し漸次其面目を改めたるを以て其對外威力は輕視し得ざるに至つた。

### 第一節 兵力（航空を除く）

#### 一、正規軍

正規軍と看做すべきもの約二百十萬にして、之を系統別すれば概ね次の如くである。

#### イ、中央軍

國民政府の軍隊であつて、蔣介石の直系又は傍系に大別することが出来る。比較的統制あり、兵力内容亦概ね支那軍の中堅たるの實力と體裁を備へてゐる。傍系軍とは北伐戰爭後蔣の手に依り逐次收編同化せられし所謂外様の軍隊にして、肚裏尙蔣に對し異心を藏するもの、尠からざるは注目すべき

である。其兵力は左の如く大體に於て河北・山西・綏遠・河南・湖北・湖南・安徽・江蘇・浙江・江西・福建・四川・陝西・甘肅の各省に駐屯してゐる。

直系 歩兵四十一師 獨立一旅 騎兵一師 獨立二旅 計約八十六萬  
傍系 歩兵四十三師 獨立十七旅

中央軍は「中央軍編制綱領」を定め、逐次に部隊を改編して軍の統一を企畫しつゝあり、其陸軍部隊の平時編制は師を以て最高單位とし、師は編制裝備の程度に基き甲乙丙の三種に區別して居るが、未だに綱領の如く整備せられざるものも多い。其兵力は平均すれば大體一萬内外であつて、一師にして二萬内外を有するものもあり、又五千に満たざるものもある。

唯本軍が従來の不統一より脱却して統一節制ある近代式軍隊に甦生せんと努力しあるは、其成否は別とするも注意を要する所である。

#### ロ、舊東北軍

滿洲事變前に於ける東北軍の中、事變勃發當時關内(平津地方)にありし第一軍及第二軍、竝事變後奉天省より關内に逃げ歸れる舊奉天軍の一部を基幹とするものにして、河北省に在る萬福麟軍の一部を除き大部分は陝甘地方に在りて剿匪に従事してゐるが、其兵力は歩兵十五師騎兵五師一旅にして約十二萬三千である。

#### ハ、北支諸軍

北支諸軍とは宋哲元軍(四師、四獨立旅、騎兵三旅、約八萬)、商震軍(約四師、騎兵一師、約三萬三千)、

馮占海軍(約一師、一萬六千萬、)萬福麟軍(三師約二萬)が其主なるものである。

#### 二、山西軍

山西軍は八師・三旅・騎兵三旅等約八萬にして閻錫山之を統率し山西省内及平綏沿線に駐屯してゐる。

#### ホ、山東軍

山東軍は五師・一旅、騎兵一旅を基幹とし約五萬二千にして韓復榘之を統率し、第三路軍と稱し山東省内に駐屯してゐる。

#### ヘ、廣東軍

廣東軍は元十一師・三旅、計約十三萬を算し第一集團軍と稱したが、昭和十一年七月蒋介石の討伐に遭ひ陳濟棠亡命するや、第一軍長余漢謀省内の收拾に任じ、軍の改編を行ひ現在兵力十師約八萬にして概ね中央の統制下にある。

#### ト、廣西軍

反蔣的色彩最も鮮明にして事實上西南反蔣勢力の精神的核心を成すものであつたが、昨年對中央戦を起せるも廣東軍崩壊後中央と妥協成立するや軍の改編を實施し、現在兵力は四軍十二師及四獨立師計約七萬二千である。

#### チ、邊境各省軍

四川省雜軍 約三十萬

貴州省雜軍	約八萬
陝西省雜軍	約七萬
甘肅省雜軍	約三萬八千
雲南省雜軍	約一萬六千
寧夏省雜軍	約四萬五千
青海省雜軍	約三萬
新疆省雜軍	約六萬

## 二、不正規軍

不正規軍は各省少きも數千、多きは數萬に達し、主として匪賊の防衛に任じ、小銃の外機關銃火砲を有するものである。

土匪も亦各省に存在し全國に於ては約四五十萬に達すべく、其裝備は概ね不正規軍に準ずる。

此等不正規軍及土匪等は大部隊としての勢力はないが、正規軍に劣らざる能力を有し、對外戦に當りては或は正規軍に編入せられ或は固有の團體を以て背後連絡線上に跳梁すべく、支那領土内に於て作戰する場合輕視すべからざるものがある。

## 三、支那共產軍

支那に於て共產主義の發展を見たのは、大正十一年の頃廣東を追はれたる孫文が蘇聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共產黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織に學びて國民革命軍

を編成したるに端を發するのであるが、其後蔣介石は共產主義を忌み同派幹部を逐つたので、各地に潜行せる共產黨員は國際共產黨の指令に基いて自衛軍の組織に著手し、此等が後に至つて統制されて共產軍を組成するに至つたのである。

かくて、昭和六年に至り中華「ソヴィエト」共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共產軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭せる累次の討伐にも屈せず、敢然として必死の抗争を續けて來たのであるが、其裏面に於ては依然として蘇聯の指導援助があつたことを看過することは出来ぬ。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は、「日支間の紛争に依る中央軍の隙に乗じて長江沿岸の要點を悉く占有すべし」との第三インターの積極政策指令を忠實に實行して到る處中央軍を憫まし、其勢は眞に侮り難きものがあつた。此に於て、蔣介石は「抗日よりも先づ剿共」なる標語の下に共產全軍の中心勢力たる江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、經濟封鎖戰略の効果が逐次發現するに及んで匪軍を非常なる苦境に陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出すべく、昭和九年十月下旬頃より西方へ移動を開始し、爾後政府軍と果敢なる鬭争を重ねつゝ湖南・貴州・四川を経て目下甘肅に入り、四川北部に在りし徐向前軍も之と合流して陝西・甘肅寧夏の邊境に移動し又從來陝西北部に地盤擴張を企圖しありし劉子丹・徐海東等の共產軍は之に呼應し最近漸次猖獗を極めるに至り、政府軍の討伐重點も亦此方面に移されんとして居る。之を要するに新疆又は外蒙を経て直接蘇聯邦と握手せんとする共產軍の意圖は逐次實現の緒に就きつゝあるを看取し得ると共に、共區の北漸乃至東漸は延いて北支及滿洲に波及する所尠からざるに鑑み、我が帝國としても特に關心す

べき事項と認めらる。

邊境轉竄後に於ける共產軍の實勢に關しては情報兎角明確を缺くものもあるも、目下活動を續けあるもの、總數は大約十數萬と推定せらる。

## 第二節 航空

### 一、要旨

支那の航空は、數年前迄は殆ど見るべきものが無かつたが、最近列強の援助により驚くべき進歩を示しつつある。而して支那航空勢力の實質は、其軍用なると民用なるとを問はず、列強の航空勢力として觀察するを至當とするのであつて、是我が帝國の國防上注意を要する點である。目下列強中最大の勢力を扶植しつつあるは米國であるが、最近に於ける伊國の擡頭も注目し値する。

### 二、航空兵力

南京政府は、滿洲事變殊に上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗に鑑み航空救國を高調し、米國の援助に依て中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の後援に依りて更に其擴張を企圖して居り、各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆ど米國の手に歸して居るのである。張學良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする傾向を示して居るが、「エチオピア」問題の發生と共に再び米國勢力の擡頭を見るに至つた。何れにせよ背後の此等の列

強勢力を考慮せば、單なる支那空軍として決して輕視すべからざるものがある。

### 1. 中央空軍

南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊・水上一隊であつたが、蔣介石は爾來空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾盛化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成し、米國と航空密約を締結して空軍の根本的刷新を企圖し、其一時的方便として、先づ陸上七隊を三隊に縮小し爾餘を杭州飛行學校に集中し米國飛行士を招聘して空軍勤務者を根本的に訓練すると共に、此地を空軍擴張の根源地と化せしめた。爾後、内容の充實に努め、次で十年五月二十隊に増編し、更に九月十四隊とし、昨年西南問題の解決と共に、舊廣東廣西兩空軍を改編し、現在に於ては十大隊三十一中隊約八〇〇機機を有してゐる。

又航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に増加する兵力は偵察機三百五十機・驅逐機三百機・輕爆撃機二百機・重爆撃機百機合計千機に及び、之を七乃至八聯隊に編成することである。現況は本計畫の實現とも見るを得べく、此情勢にして推移せば茲數年後に於ては更に優勢なる空軍を保有するに至るものと豫想せられる。

### 2. 地方空軍

山西・四川・貴州・雲南には若干機あるも、空軍と稱し得べき程度に達してゐない。

### 三、民用航空

支那に於ける民用航空は殆んど中國航空公司と歐亞航空公司とに依りて支配されてゐるが、前者は



米國系で後者は獨逸系である。最近西南各省官民合辦の西南航空公司が出現したが其内容は甚だ微々たるものである。

### 1. 中國航空公司

昭和四年四月の創立に該り、同年七月米支航空新契約の締結に依て米支合辦とし、第一線(上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都—)、第二線(南京—徐州—濟南—天津—北平)、第三線(上海—寧波—溫州—福州—廈門—汕頭—廣州)の三線を計畫し其一部を經營して來たが、昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と南京政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中に收められ、現在名目は米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。最近其發展は目醒ましきものあり、既に前記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せるの外、昭和十一年十月より香港に於て太平洋橫斷定期航空路と完全に連結し、更に成都—巴安—康定—拉薩線を計畫中である。

### 2. 歐亞航空公司

獨逸「ハンザ」航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其代表者を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結してアジア大陸を橫斷する歐亞連絡を企圖し左記三線を獨支合辦にて開設することにした。

第一線 上海—南京—天津—北平—滿洲里(西伯利經由伯林)

第二線 上海—南京—北平—庫倫(同右)

第三線 上海—南京—甘肅—新疆(同右)

但其計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無きに至り、爾後第一線の實現に努力し昭和八年上海蘭州迪化の定期航空を實現し、昭和十年に至り更に左の諸線に就航を見つゝある。

北平—鄭州—漢口—長沙—廣東線

西安—成都—雲南

使用機は「ユンカース」機である。

### 2. 西南航空公司

西南五省の官民合辦事業にして、資本金二百萬元とし昭和十年八月より事業を開始し目下廣東—南寧—龍州の定期航空を實施してゐる。

尙使用機及操縦士は米國に仰いでゐる。

### 第三章 蘇聯邦

#### 第一節 概説

##### 一、國防上の立場と環境

蘇聯邦の國防上の立場に於て、最も特異にして又最も重大なる意義を有するものは、其國家の理想として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

蘇聯邦憲法第一篇に於て「ソヴェエト」共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり。(中略 社會主義集團の優良性と資本主義集團の罪惡性を強調す)蘇聯邦共和國は唯其存在に依りて世界の帝國主義を破推するを得」云々と明示してゐる。(新憲法案に於ては、上記の記述は省かれてゐるが、之は對外關係に基くものであつて、決して其精神を放棄したものではない。)之は明かに資本主義と共產主義との鬭争を國是としてゐることを示すものであつて、又「レーニン」も「蘇聯邦が帝國主義諸國と相並んで永久的に存在することは考へ得べからざることである。結局何れかの群が勝利を得るであらう。而して此勝敗は兩者の戦慄すべき衝突に依つてのみ決せられる。故に、資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの概が必要である」と云つて居る。

要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國と化することを最高の對外方針と爲してゐるのであつて、世界を蘇聯邦と同主旨の國と爲すことが、又間接に蘇聯邦の存在を防衛するの手段となるのである。

蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に或は消極に變化してゐるが、之は單に戰術の變化に過ぎず世界革命の理想には何等の變化もないのである。即ち革命直後西歐方面へ企圖した革命工作が失敗し、國內的にも新經濟政策への退却を餘儀なくせらるゝや、蘇聯邦の欲すると欲せざるとに拘らず、資本主義國家との合法的な外交機關の交換を必要とするに至つた。此外交機關の任務は五年計畫の完成等に依る國防力の充實迄、圍繞資本主義國の蘇聯邦に對する攻勢を回避せしむるに在るのである。かの蘇聯邦政權と不可分の關係を有し、又其裏面的人格とも見らるべき國際共產黨が、蘇聯邦國策遂行の一機關として世界革命の實現に偉大なる役割を演じて居ることは、此處に詳説するの要もあるまい。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、前述の如き外交工作を以て戰爭の回避を爲しつゝ、軍備の充實と戰爭遂行力の増大を其間に成就すべく最大の努力を拂つて居ることは、かの國民生活を犠牲にして迄完成に焦りつゝある五年計畫の實行振を見るも明かである。

次に、蘇聯邦の國防問題に就て、特に吾人にとつて重要な意義を有つ今一つの問題は、其傳統的極東政策である。抑、蘇聯邦の極東政策は實に「ピーター」大帝以來の傳統的國是であり、露西亞帝國が蘇聯邦となつた今日に於ても何等の變更なきものであることは、彼の「レーニン」が揚言した「吾人の運命は東方に於て決す」なる一言に依りて明瞭にされて居る處であつて、此傳統的國是が國防上の施設に自ら現はれ來り、かの極端なる極東戰備となりあることは大いに注意を要することである。

## 二、軍備方針

赤軍野外教令中に、「赤軍は、蘇聯邦の防衛に任ずると共に、其存在の事實を以て、全世界に於ける被壓迫勞民の自由解放に對する闘争を支援するもの」なる旨を述べて居るが、是、婉曲に其積極的任務を表明せるものであつて、赤軍建設の目的は實に此處に在り。前項に述べたる世界革命の理想を支援するの武力として、場合に依りては全世界の資本主義國家を對象とすべき軍備であるが故に、之が整備の規模も亦生やさしいものではない。而して、其軍備の方針は彼の戰爭教書や要路者の言説に依れば、左の諸點にあるものゝ如くである。

1. 少くも接壤國に對し速戰即決を期し得る兵力を保持する。
2. 近代戰の特色として無宣戰の儘戰爭状態に入ることあるを以て、常備軍を強大にし、平素より戰時の編制を採るを理想とする。
3. 近代戰は運用よりも裝備の良否が問題である。特に、航空、機械化及瓦斯の裝備を優越せしめねばならぬ。
4. 將來戰は全國民を網羅するのみならず、武力は直接國家の産業に依り支持せられる。

## 三、軍備擴張と五年計畫

一九三一年七月共產黨大會の決議に曰く、「五年計畫遂行に方り第一義的重要任務は、蘇聯邦の國防力増進に關係ある部分を發達せしむるに在り」と、以て軍備擴張と五年計畫との關係を知るべきである。五年計畫の詳細は總動員施設の項に述ぶるが、蘇聯邦が、如何に眞剣に軍備の擴張と國防力の充

實を圖りあるかは左表により明かであらう。

(イ) 主要部隊擴張一覽表

部隊區分	平別		一九三四年	一九三五年	一九三六年末
	一九二七年	一九三二年			
步兵師團	約 七〇	約 七五	約 八五	約 八五	約 九〇
騎兵師團	約 一〇	約 一三	約 一五	約 二〇	少くも 二五
飛行機數	約 一、二〇〇	約 二、二〇〇	約 三、〇〇〇	約 四、〇〇〇	約 五、〇〇〇
戰車數	約 一八〇	約 一、五〇〇	約 三、〇〇〇	約 四、〇〇〇	約 五、〇〇〇
獨立機械化部隊	—	約 四	約 一〇	十數箇	十數箇

(ロ) 在極東軍隊增強概見表

時期	區分		騎兵師(旅)團	飛行機	戰車
	總兵員	步兵師團			
增強前	五—六萬	四箇	二箇旅	約 一五〇	少數
現在	約 三十萬	十數箇	三—四箇師	約 一、〇〇〇	約 一、〇〇〇

備考 現在の飛行機中には航続距離二千五百軒に達する超量爆撃機約百機が含まれて居る(浦鹽、東京間の直距離は約千二百軒である)。

四、國防と政治組織の關係

蘇聯邦の國防を考察するに際しては、其特異なる政治組織を考慮する必要がある。抑、戰爭指導には、寡頭獨裁を有利とするものであるが、蘇聯邦に於ける組織は之に對し極めて都合よく出來て居る。殊に其政治が少數の最高幹部(陸海空軍の長官たる國防大臣も亦現在此中に含まれあり、而して彼等は又一面共產黨の最高幹部である。)に依り全く獨裁的に實施せられ、戰爭準備並戰爭指導の如きも亦少の首腦者により獨裁せられ得るやう平時より組織せられてゐることは、見逃すべからざることである。

第二節 建軍要領

一、兵役制度

蘇聯邦は一九一八年四月徴兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於ても之を認めた。其後國內戰及一九二〇年の蘇波戰の試鍊を経て、一九二二年徴兵令を制定し、一九二五年九月之に所要の改正を施して蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年及一九三〇年更に若干の改正を行つた。

服役年限 十九歳より四十歳迄の間左表の如く服役する義務を國民に課して居る。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人をも義勇兵に服せしめることが出来るやうになつて居る。

勤務区分	兵役区分		現役 (五年)	第一豫備役	第二豫備役
	召集前の準備教育	在營			
正規部隊及民兵部隊基幹部	二年間に二箇月の教育を實施す	一般に二年、海軍及オ・ゲ・ベ・ウ國境海軍警備隊勤務者は三、四年	一般に一、二年 同上一年、二年 歸休間の召集二箇月以内	九年 (召集期間通算三箇月以内、一年一箇月以内)	六年
民兵部隊交代部	二年間に二箇月の教育を實施す	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、騎兵十一箇月の召集教育を行ふ	現役五年間に六箇月以内の召集教育を行ふ		
除外現役勤務(正規及民兵に入らざるもの全部)					
年 齡	19—20	21—25	26—34	35—40	

備考 一、民兵部隊に就ては次項「軍の構成」に於て詳述する。  
二、徴兵は二十一歳にて入營することになつてゐたが、昭和十一年度より十九歳より入營せしむることに変更せられた。

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勞農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふことが出来る。かの、國防を以て所謂「プロレタリアート」のみの權利とし、其以外の階級には劍を執つて兵役に服する權利を附與せず、從て、商人及雇傭労働者を使用する農工業者の子弟等は軍隊に編入せず、其代償として一定の金額を徴するか、或は雜役部隊に編入し一定の年限

の勞働義務を負担せしめて居るが如きは是である。尙蘇聯邦の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は専門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものとせるが如き、或は軍需工業を義務化し兵役化せるが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なるか知られる。

尙茲に特記すべきは、最近徴兵適齡期を從來の二十一歳より一舉十九歳に引下げたことである。其方法は本年より開始し、今後四年間毎年一年半分に該當する壯丁中より服役者を入營せしめ、一九四〇年に至り始めて平時状態に復するのであつて、此事實は色々の影響を持つが、就中軍備強化に重大なる役割を演ずる點は見逃すべからざる所である。

## 二、軍の構成

赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に國家保安部に屬しありし特別軍隊を有する。(國家保安部は先般内務省に編合せられたが、特別軍隊は依然として赤軍内に包含されてゐる。)

陸軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐる。正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものである。即ち、民兵部隊は基幹部と交代部から成立するのであつて、基幹部は其名の如く民兵部隊の基幹を爲すもの、正規部隊と同様の基礎の下に正規部隊と殆ど同様の各級幹部並一部の基幹兵を以て編成し、交代部は其幹部の教育指導を受くる兵員であつて夫、の召集區より召集し毎年

一定期間宛交代服務せしむるものである。而して、民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價値が低い様に了解する者があるかも知れぬが、決して左様なものではない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て訓練するので、全兵卒を常に教練に出場せしめることが出来、殊に出費を惜まず必要なる諸機關を整備して居るのみならず、最近農村の「コルホーズ」化に伴ひ、召集期以外に於ても各農村等で定期的に訓練を繼續し、基幹部隊員が態々出張教育して居るので、召集期間は後述の如く短いけれども、正規師團に近い戰闘力を保持してゐる。之を他國の青年訓練、軍事豫備教育と同一視することは甚だ當らないのである。尙民兵師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、建制上團結に有利なる點多く、又、動員に方りても其迅速を期し得るの利がある。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵の主義の下に經濟的軍備を實施せんとしたが、當時國內戰及對波戰の爲に大なる作戦軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出来なかつた。爾後對外戰も熄み、國內亦略々鎮靜したのと、一方財政上の危機に際會したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に着手し、同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然し乍ら此制度は訓練の不足に基く有形無形上幾多の危険不安を蒙つてゐるので、昭和十一年始め軍部當局は總兵力の約二十三%のみを民兵部隊とするに止め残り七十七%を正規部隊とすることとした。

特別軍隊とは國家保安部軍隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、國內反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優るとも劣ら

ざる最も精練の軍隊であり、後者は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊である。

### 第三節 兵力、編制及裝備（空軍を除く）

#### 一、平時兵力及編制

一九三六年末に於ける陸軍平時總兵力は約百六十萬にして正規兵約百三十萬（民兵部隊基幹人員を含む）民兵部隊交代部約三十萬別に特別軍隊約二十五萬より成り、概ね左の如く編成せられて居る。

步兵軍團司令部	約二〇（軍團は二——四師團を基幹とす）
正規步兵師團	約七〇
民兵步兵師團	約二〇
正規騎兵師團	約二〇
民兵騎兵師團	約二五
其他の獨立諸隊	約五
	計約九〇

#### 二、裝備

附表其二に示すが如く、戰車約五千を有し、且此等の戰車、裝甲自動車、乘車歩・砲兵其他を以て常設の獨立機械化部隊十數個を設置し、尙師團の大部は固有機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰裝備は其徹底せること列國中隨一であり、火力裝備に於ても、列國陸軍中の優位を占めあること第一篇第四章中に比較表示せる通りである。

之を要するに、勞農赤軍の戦闘能力は、今や世界に於ても有数のものとなつたやうであつて、其産業五年計畫（軍需工業の母體たる重工業を主とす）の進展に伴ひ、日を追うて充實せらつゝある次第である。

#### 第四節 航空

##### 一、要旨

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騒亂の爲不振の状態に在つたが、一九二一年頃より政府の努力漸く眞面目となり、軍事航空施設の大擴張を企圖すると共に、大に民用航空の發達を奨勵せし結果、一九二九年頃以來急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列強に比し遜色なく、將來益々發達を見るべき狀況に在る。

##### 二、空軍の兵力及編制

###### 1. 指揮系統

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、國防人民委員に直屬する。軍管區司令官は作戰及衛戍關係に於てのみ、管内所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育・補給・人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

###### 2. 兵力

一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には約八十中隊、二八年には約百

中隊となり今や陸上部隊約五百中隊、其機数は約五千機に達した。而して戦闘・爆撃隊の増加は特に顯著である。又別に氣球中隊若干を有して居る。

尙空軍の器材を充實する爲、一九二二年以來獨・伊・英・米・佛等の諸國より飛行機を購入し、又國內に於ける航空機製造工場の整備を急ぎつゝあつたが、國民生活を犠牲として軍備充實を第一義とせる第一次五年計畫の完成と共に、航空工業及其原料資源供給の途茲に確立せられ、異常なる躍進を續けつゝある。

###### 3. 空中降下(空中デサント)部隊

本部隊は蘇聯邦空軍の特色とも謂ふべく、彼等の最も力を入れてゐる一つであつて、戦闘部隊を落下傘により敵背後に投下し、後方より攻撃を行はしめ又は擾亂等に任せしめんとするものである。其数は未だ明かではないが各所の觀兵式にも相當數出場するのを見受けるのみならず、昭和十年九月「キエフ」附近で行はれた大演習には、約一聯隊位の部隊を空中降下に依り敵背後に降下行動せしめたのに鑑みるも、相當の訓練せる部隊を有することは明かである。又昭和十一年九月白露「ミンスク」地方で行はれた大演習に於ても亦大規模の空中降下部隊を使用してゐるが、「ウオロシ」ロフ」は之に關し、「空中兵團は近き將來近代戰術を一變せしむるであらう」と謂つてゐる。

##### 三、非軍事航空

從來、非軍事航空全聯合統一部なる名稱の下に國防勞働會議の隷下にあつた非軍事航空中央統轄機關は、一九三二年非軍事航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員に直隸するに至つた。而も目下の非軍

専航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。従て、蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總て國營にして、國防上の考慮を第一義として企畫運営を實施しあり、航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を用ひて居る。

1. 非軍用機

現在所有する非軍用機の數は明確ならざるも、少くも二千機以上に上るべく、其一九三四—三五年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度並に大なる第二次五年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。

2. 定期航空

蘇聯邦は、五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し、且其間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。

第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通である。

年次	區分	航空路延長(軒)

備考	本表は蘇側發表に依る	一九三三	一九三五
		三六	三五
		三七	四五
		八五、〇〇〇	六三、四〇〇
		七九、三〇〇	七九、三〇〇

一九三五年度の実績は航空路延長約八七、五〇〇軒、輸送旅客約一一二、〇〇〇人、同郵便約六、六〇〇噸である。

民用航空として蘇聯邦特異の事業は、寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種、乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大の効果を擧げつゝあることである。

最近に於ける産業飛行機の業績表

年次	區分	空中寫眞測量(平方軒)	農林害虫驅除(ヘクタール)	マナリヤ蚊驅除(千ヘクタール)	播種(千ヘクタール)	森林調査(百萬ヘクタール)
一九三一		一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一
一九三三		一八〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	—
一九三五		—	五六六、〇〇〇	二、四三五	一一八	三五



航空事業發達普及の爲國防飛行化學協會が大なる貢獻を爲してゐることは周知の事實であるが其狀況は後述する。

## 第五節 化學戰準備施設

### 一、要旨

一九二一年頃より、將來に於ける化學戰の必現を信じ、之が研究及施設に努力し、軍部内及民間に諸種の施設を行つた。即ち、赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設けて之が研究普及に努め、更に常設部隊としては化學戰部の下に化學聯隊及同獨立大隊を設くる外、一般軍隊に化學戰部隊を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化學戰に關する知識普及の爲國防飛行化學協會を參加せしめ、其活動亦刮目すべきものがある。

### 二、軍部内の施設

軍部内の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究より、戰術法の演練迄を實施して居る。

#### 1. 化學戰特別研究委員會

化學兵器研究所  
化學兵器製造所  
化學戰大學(將校教育)

### 2. 化學戰部(高等化學戰學校(將校教育))

速成化學戰學校(下士以下教育)

化學聯隊

化學獨立大隊

尙、士官學校のみならず一般の大學にも化學戰研究の講座又は研究室を有して居る。

### 3. 軍隊に於ける化學戰部隊

化學戰施行の爲、小單位部隊に至るまで總て化學戰部隊を設けて居る、此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出来るのである。

### 三、民間の施設

民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會がある、其活動の狀況は後述の如くである。

### 四、細菌戰準備

蘇聯邦に於ても將來戰に於ける細菌戰の重要性を認識し、著々之が研究並準備施設に努めつゝある。

## 第六節 國家總動員施設

國家總動員準備の見地から蘇聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運営の實況との二つの視野からしてする事が必要である。

## 一、制度組織

蘇聯邦の制度組織を見るに、

1. 政治的には、寡頭獨裁制であつて、政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。経済的には、前記の政治的權力下に、全經濟行爲を計畫的に統制してゐる。
  2. 蘇聯邦に於ては、生産及消費の全手段が社會化されつゝあつて、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等々は國家社會の所有に歸して居る。従て國民經濟の全行程、即ち生産、分配、消費の各領域に亘り人爲的計畫作用を加へ、之等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。
  3. 人的要素に就ても之が統制按配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとしてゐる。
  4. ラヂオ、新聞、雜誌其他各種印刷物、言論集會等は一切政府の手に握られ、國家の統制下にある等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員組織制度に在ると云へる。即ち、蘇聯邦は總動員組織制度を常態とする國であつて、換言すれば常時總動員下に在り、戦時の爲には單なる計畫内容の變化、即ち平時的産業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時状態から戦時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれるのである。
- 機關** 以上の如くであるが故に、國家機關の總べてが既に總動員業務を行つて居ると謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。
1. 政治經濟上の大方針は、先づ共產黨に於て之を定め政府に要求する。

即ち國防は「どうせよ」とか、個人消費は「大約幾何にせよ」とか、生産は如何にせよとか、總て大方針に基くものは、大略ながら或る數字を以て其要求の程度を示される。

2. 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。

但黨首腦者も政府首腦者も大體同一人であるから要するに此兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防會議なるものがあつて議長は蘇聯邦人民委員長(首相に相當す)が之を兼任してゐる。

3. 中央並地方政府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。

イ、國家の中心指導計畫機關及計算機關は蘇聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である。

ロ、行政管區の中心指導機關は各共和國、自治共和國、各州各地方大都市の「ソヴイェト」執行委員會の計畫委員會である。

ハ、經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は、蘇聯邦及其各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る特別計畫委員會である。

ニ、各經濟機關(協同組合、トラスト、鐵道、海運等)並個々の企業(工場、驛站等)にも計畫機關を有し、個々の工場の計畫機關内には更に其勞働の種類に應じ計畫班を有してゐる。

以上の如く、其計畫機關は凡ての企業・經濟・機關・中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其他職業組合とか國防飛行化學協會とか萬般の國家社會機關も各々其範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

## 二、運賃實況

計畫萬能的政治經濟施策は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國家生活上に於ける領域は之により殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其實況を述べる事とする。

## 1. 五年計畫

本計畫の主眼が、豫想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は、戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、戰時的内容を既に多分に有して居ることが理解されるであらう。即ち、蘇聯邦に於ては、五年計畫の名の下に、總動員の運営が著々として進みつゝあるのである。尙一、二細部に就て述べれば、

## イ、重工業

五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其主眼とする所が軍事工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場擴張と共に軍事關係工場が著しく既設増築せられ、且平時工業から戰時工業への轉移に應ずる人員の配當、諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられてゐる。元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我が國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

## ロ、農業

農業の社會化即ち「コルホーズ」(集團農)化、「ソフオーズ」(公營農)化に依り農民の八三%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著しく其威力を増加し、人員馬匹の所在と現況を明ならしめて此等の召集徵發を容易にしたるのみならず、勞働力の分配調節貯藏を容易ならしめてゐるのである。

## 2.

五年計畫以外に於て總動員の施設と見るべきものに、左の如きものがある。

イ、民間飛行機は全部國家的統制下に在りて、「民間」といふより「軍事以外の用途に充つる飛行機」と謂つた方が適當であるが、此等は國防の見地に基き豫備空軍、經濟的空軍をなし、戰時は直に軍用に使用し得る事を目的として其機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若くは直に軍用に供し得る如くせられて居る。

ロ、空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購入せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を裝せざれば市中の行進はもとより執務勞働も出来ない様な事としてゐる。

ハ、穀物等主要食品の貯藏が相等行はれてゐるやうで、此等は國內物資の缺乏或は飢饉等に方つても必要の前には遠慮なく實施して居る。

## ニ、軍事工業用豫備技術員の養成

兵役法に依り高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものを定め、専ら之に軍事工業幹部たるの技能を實習せしめてゐる。

ホ、工場配置は戰時の顧慮が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より離隔せる所に分置して之

を設け、戦時に於ける作業の妨碍無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送の關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。

へ、馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり、国防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。

以上の如き事例は獨り物質方面のみならず、人的資源の統制にも徹底して行はれてゐる。

## 第七節 国防飛行化學協會

国防飛行化學協會は蘇聯邦に於ける第二線の国防擔任機關として極めて重大なる意義を有し看過する事の出来ない特殊の存在である。

本協會は國家及國民の軍事化を目的とする半官半民の團體であつて、目下會員千八百萬人を算し其中に「婦人を國防に近づけよ」との標語の下に六百萬人の婦人會員を擁してゐる。其經費は會員の入會金、會費及各方面よりの寄附等によるの他國庫より補助金を仰いでゐる。而して其事業は軍事訓練、軍事宣傳、航空事業の發達普及、對化學戰防護並防空・體育・馬事・軍用犬並傳書鳩の養成、海事・農業等頗る廣範圍に互り直接間接國防に關係ある殆ど一切の事項を包含してゐるが、其内主要なるものを挙げれば左の如くである。

### 一、軍事教育

大衆に對する軍事訓練の機關として數萬の射撃團體並軍事技術團體等を有してゐる。

射撃團體は各、射撃場を有し射撃技術を訓練する他射撃に關する學理の普及に努め、技術優秀にして狙撃手の規定に合格したる者には「ウオロシローフ射手」の名譽を授與しつゝありて現在此名稱を有する射手は約八十萬人に達してゐる。

軍事技術團體には各種あるも自動車「トラクター」工場内には裝甲戰車團體、化學工場内には軍事化學團體等の如く生産機構と密接な關係を有せしむるやうに努め、在郷赤軍幹部又は被後援軍隊（赤軍内各部隊は夫、某工場某地方等に一定の後援團體を有しあり）の將士に依て指導せられてゐる。

其他競技會・軍事訓練の行軍・軍隊見學・集會・短期軍事教育等を屢、催し軍事技術の普及を計つてゐるが、協會には所屬の騎兵學校・射手學校等各種軍事特業學校・海事教育訓練所並帆船隊等を有しあり、最新軍事技術修得者は數百萬に及んでゐる。尙召集前の壯丁に對する軍事豫備教育並在郷赤兵に對する復習教育等隊外者の軍事教育を行ふ爲二千餘の軍事教育訓練所を有し特に在郷者の資質向上に努力してゐる。

### 二、航空事業

航空事業の發達普及は特に力を用ふる所であつて、協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機は既に六、七百機以上に達し、更に國民の航空教育の爲現在全國に約百數十箇所の飛行俱樂部がある。

此等は各、飛行場・航空學校・機關學校並飛行機等を有し、其所屬機總數五百機以上に達し、又多數の操縦士機關士等を養成してゐる。尙航空要員養成に關しては「模型飛行機より「グライダー」へ」、「グライダー」より輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ、系統的

に著々其効果を収めてゐる。目下「グライダー」學校二五〇、所屬「グライダー」約二千、其操縦教育を受けたる者一四萬あり、各學校には模型飛行機團體を設け、競技會等を催して其發達を計つてゐる。其他「パラシュート」學校二〇、其修業者四七萬に達し、主要都市に於ける「パラシュート」練習塔一〇〇〇箇以上上つてゐる。尙航空發明事業に對する熱意亦旺盛で、各種研究機關並多數の工場等を有し、飛行機飛行船の研究設計製造を行ひつゝある。

三、化學防空事業

國民に對する對瓦斯並防空教育も亦協會の力を入れつゝある所であつて、防空地區及防空團體の設定・對空監視及連絡の教育等を實施するの他、防毒衣の賣出・特殊防空團體の定期的防空演習・雜誌映畫に依る宣傳等を行ひ、更に進んで瓦斯原料の研究・化學工業の擴張化學工業品製造所の設置・農業の航空化學化等を実施し、各種研究所並研究會等を設置し且多數の瓦斯避難所を管理してゐる。

第八節 軍事豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算	摘 要
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 一、三九六、〇〇〇 <small>千圓</small>	
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五七四、〇〇〇	

一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇	實際支出 五、〇〇〇、〇〇〇 <small>千圓</small>
一九三五年度	約 六五、九〇〇、〇〇〇	約 六、五〇〇、〇〇〇	實際支出 八、二〇〇、〇〇〇
一九三六年度	約 七八、七一五、〇〇〇	約 一四、八〇〇、〇〇〇	
一九三七年度	約 九七、〇〇〇、〇〇〇	約 二〇、一〇二、〇〇〇	

備考 一九三五、三六年度豫算は特別軍隊費を含まざるものを表す括弧内は特別軍隊費を含みたるものとす。

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。従て、之を以て他國のものと比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいと謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算は國防省費のみであつて、特別軍隊費並莫大なる軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るからである。尙又國防飛行化學協會よりの獻納、「シエフ」(シエフ)とは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊の「シエフ」となつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。)の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。

## 第四章 米 國

### 第一節 概 説

#### 一、國防上の立場と環境

米國は比隣に接壤の強國を有せざれば開戦劈頭より大陸軍を發動するの必要なく、且資源豊富、工業力發達しありて戦時必要に應じては一擧に大軍を編成し得るが如き國防上の好條件を有しあるが故に、優勢なる海軍だけに保有しあらば平時より大陸軍を保持するの必要無かるべしとは理論上一般に認めらるゝ所であるが、米國陸軍は近來甚だ之と背馳せる道を進みつゝあるが如くである。即ち大統領の豫算書に對し上下兩院が各、豫算額を増加承認せる事實の如き、國防充實の肝要なるを極めて痛切に認めて居る證左であると言ふべく、又參謀總長が一九三五年陸軍五箇年計畫を有する旨を發表し、更に一九三六年國際非常時に備ふる爲陸軍々備の擴充、特に太平洋沿岸の防備と空軍の充實を力説し、且常備軍の兵役年限を延長せんと企圖せるが如き、其意圖の奈邊にあるやに關し注意を要するものがあらう。

#### 二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戦後其國防法に根本的改正を加ふると共に、教育組織の統一、編制の確立並護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長「パーシング」大將は、一九二二年七

月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戰當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此間各軍の軍事教練を補足完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我が國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない、從て各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

既に戰時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戰時之が尨大なる要求に應ぜんが爲、産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居るのみではなく、其國防方針中には陸海軍共各、積極的に攻勢作戰を敢行すると述べてゐるのは、吾人の關心を大ならしめずには置かない所であつて、事實其陸軍に關する準備を見ると強ち脅し文句でないことが明かである。

殊に最近其海軍に於て華府、倫敦兩條約の規定せる兵力量迄銳意建艦を進むると共に、陸軍の兵力増加、陸軍自動車化並機械化、裝備の近代化、航空部隊の大擴張を以て軍備改善の根本方針となし、特に國防は空軍によるを第一義とするとの方針の下に此數年間に大擴張を斷行し、獨立的攻勢空軍を完備せんとしてゐる。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本と爲してゐるが、其建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に俟つの趣旨に依て志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依つて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其目的を達成して來たのであるが、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めた。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より、一躍三百五十有餘萬の尨大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戰後、兵制問題の論議に方り、累年繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんとするの制度に危険性ありとして、徵兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事教練案を議會に提出すると共に、大統領に徵兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとするの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戰前の志願兵制度に復歸することゝなつた。

陸軍の補充及服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官兵は米國市民たる男子にして、十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種（一箇年服役志願者は少數）であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。

尙最近參謀總長「クレーク」大將は一九三六年度の年次報告に於て「陸軍は精兵十五萬人の整備を目標に正規軍の兵役年限を五ヶ年に延長し、内三年を現役に二年を豫備役に振り當てる方針の下に具體案作製中なる」とを發表した。

護國軍兵は正規軍と同様、米國市民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

## 二、軍の構成

米國陸軍は其本質に於て正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

### 1. 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍・編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となるのである。

### 2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。從て中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定數の

護國軍を維持して其編制・裝備・教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるものゝ編成を見て、大統領の護國軍使用は從來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し（但一部は正規軍將校以下と同様學校教育を受く）、毎年百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位教養ある有力者が擧つて入隊するから精神的素質が優秀なるのみならず、平時より各種火器・自動車を有しある點は我が國の在郷軍人と大なる相異で、飛行中隊の如きも十九箇中隊を有してゐる。

### 3. 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戦時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編成せられたもので爾餘の戦時兵力は總て紙上の編制とせられ、戦時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。從て精神的素質は優秀なるも、軍事教練の程度は言ふに足らぬ。

## 第三節 兵力及編制

### 一、平時兵力

#### 1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團、總司令部航空隊及其他の部隊より成り、其兵力は國防法に依り其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのである。米國にとつて別に對外關係が悪化して居る譯ではないが、一九三五年より一九三七年迄の間に將校一四、〇〇〇人、兵員一六五、〇〇〇人に



増加することに決し、目下續、募集中であつて、一九三五年七月に於ける其人員は左の如くである。但括弧内は國防法規定の兵力を示し、又一九三六年七月には約一四七、〇〇〇人に達した。

將	校	約	一二、〇七三(一七、七〇〇)人
准士官以下		約	一二五、〇九八(二八〇、〇〇〇)人
計		約	一三七、一三五(二九七、七〇〇)人

2. 護國軍

歩兵十八師團(一部未完成)・騎兵四師團(基幹部隊のみ現存す)より成る。國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないで、從來より此定員に充たざること遠く、一九三六年七月に於ける現在兵力は約十九萬五千人にして目下二十一萬人に擴張中である。

3. 編成豫備軍 約十二萬。

尙、比律賓・布哇及巴奈馬に各、正規軍約一師團、「ポルトトリコ」に歩兵一聯隊、「アラスカ」に歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊(比律賓師團より派遣する)がある。

二、戰時兵力

新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するもの、如く、概ね左の部隊より成り、之を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

- 1. 正規軍 歩兵九師團・騎兵三師團及軍團並軍の直屬部隊
  - 2. 護國軍 歩兵十八師團及騎兵六師團及其他若干
  - 3. 編成豫備軍 歩兵二十七師團・騎兵六師團及特種部隊九箇
- 國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様豫算其他の關係により未だ之を實現するに至らない。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は平和克復後鋭意歐洲交戰諸國航空の精粹を吸收することに努め、又華府會議以來比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等著々其充實に努力して居る。其他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に其進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其第一次航空擴張五箇年計畫は其完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりし「ペーカー」を首班とする航空調査委員會を組織して航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、之に基き一九三五年春以來陸軍航空の内容を獨立空軍的に改め、現有勢力約千四百機を五箇年計畫を以て四千機に擴張せんとすの企圖は議會の承認する處とならざりしと雖、今後約三年計畫を以て二、三二〇機に擴張せんとする案は一九三六年六月法文化成立し、今や此第二次擴張實現に邁進しつゝあると共に、

米本國境各要地就中「アラスカ」に一千機を收容し得る大空軍根據地建設を企圖し、既に著々進工中なる布哇の大航空根據地完成と共に陸軍航空勢力を積極的に使用せんとし、又本國の要所々々竝「アリユーション」群島の上空は民間飛行の禁止區域とした。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其他への進出、殊に太平洋航空路の完成により今や直接米支の連絡成り、其他多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖ると共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。

二、航空兵力

空軍を獨立せしむることなく、陸海軍に夫、航空兵力を屬してゐる。陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵局に於て其業務を管掌してゐるが、一九三五年以來總司令部航空隊なるものを常設し參謀總長の隷下に屬せしめ、其内容を遠距離用重爆主體に改編し、「アリユーション」布哇、巴奈馬を連ぬる線以東の米本國沿岸防禦を擔任せしむると共に、更に獨立して空軍的に隨時各方面に積極的に使用する如くしてゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員(一九三六年六月末現在)

准士官以上 約 一、六四七人

下士官兵 約 一六、〇〇〇人

合計 約 一七、三四七人

2. 中隊數及機數(一九三五年四月)

イ、正規軍

偵察飛行中隊 一八(三)

驅逐飛行中隊 一九(三)

攻撃飛行中隊 九(一)

爆撃飛行中隊 一八(三)

航空學校本中隊 四

學校中隊 一

基地中隊 一四

本中隊(司令部中隊)一四 (司令部中隊)

飛行機勤務中隊 四

輸送中隊 四

氣球中隊 二

飛行船中隊 二

材料中隊 二

計 一一一(一〇) 其機數大約一、四〇〇

ロ、護國軍

偵察飛行中隊 一九 其機數 約二五〇

列國陸軍概観 米 國

註。括弧内は非實設中隊數を示す

3. 總司令部航空隊

「ペーカー」委員會の答申に基き編成されたる總司令部航空隊の編制は現在大要左の如くにして、先づ之に一千機を充當せんと企圖しあるものゝ如く、第二次擴張案の實現に伴ひ逐次充實し、更に其總機數を増加するものと豫想せらる。

總司令部航空隊司令部

第一聯隊

爆撃二大 (爆撃五中、遠偵二中)

攻撃一大 (攻撃三中)

第二聯隊

爆撃二大 (爆撃六中、遠偵二中、偵一中)

驅逐二大 (驅逐六中、攻撃一中)

第三聯隊

攻撃一大 (攻撃三中)

驅逐一大 (驅逐三中)

4. 航空根據地

如何に飛行機が整備せられても、航空根據地がなければ其效力を十分に發揮することが出来ない。米國は深く此點に鑑みて陸軍飛行場として六十有餘、民間飛行場として二千餘を有してゐる

が、更に一九三五年「ウエルコックス」氏の空軍大根據地案を採用して「アラスカ」・太平洋岸西北部「ロッキー」山脈中・大西洋東北岸・西南部州及大西洋「カリブ」海方面に之を建設することに決定し、殊に太平洋岸及「アラスカ」方面を急いでゐることである。

5. 航空豫算

航空豫算は詳でない。蓋し、一九三四—三五年度の陸軍省航空局の豫算は三千九十九萬弗であるが、之には人件費等を含まざるのみならず、かの失業救済の爲の公共事業費より航空機整備へ莫大の經費を充當して居るが故に、其金額は寧ろ經費の一部と見るべきを以てゝある。然し航空關係豫算の概要を示せば次の如くであつて、逐年激増を示してゐる。

△米國航空關係豫算の概要 (單位千弗)

	一九三五年度	一九三六年度	一九三七年度
陸軍	三〇、九一八	五三、二八七	七〇、〇〇〇
海軍	三四、八四二	四〇、七三二	五二、〇〇〇
其他各省のものを含む合計	九一、一七〇	一一九、八〇七	一四九、八七八

三、民用航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

列國陸軍概観 米國

2. 民用航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも尙米國に及ばざることが遠い。

一九三五年十月に於ける飛行機約九千二百操縦士約一萬五千で、公認飛行學校も約百二十に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七、〇〇〇人は優秀者にして戦時直に空中戦士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。

航空路(定期)其他に關する一、三の統計を示せば次の如くである。

イ、航空路(一九三五年九月)

國內 二九、七〇〇哩

國外 二二、三〇〇哩(太平洋定期横斷航空路八、一〇〇哩を含まず)

ロ、空中輸送(自一九三四年七月一日至一九三五年六月三十日)

國內 四七、八七四千哩

國外 八、一二四千哩

飛行距離 五九〇千人

輸送旅客數 一〇七千人

郵便物 三、六五八、六七二千封

商 品 二、六三〇千封

ハ、飛行場(航空港)(一九三五年十月)

陸軍飛行場 六三

海軍飛行場 二六

民用飛行場 二、二九三

3. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覺ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十一月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋横斷定期郵便飛行を開始してゐたが、一九三六年十月迄に該航空路を香港迄延長して在支米航空路を連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。

4. 最近飛行機製作數

米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。

國內民間機	陸軍用機	合計	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一	詳	二、八〇〇	未	詳	詳	八五三
一四〇	未	未	詳	詳	詳	三九三
二八〇	詳	詳	詳	詳	詳	三六九
未	詳	詳	詳	詳	詳	一、六一五

### 第五節 化學戰準備施設

#### 一、要旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如く、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

#### 毒瓦斯使用に對する見解

イ 化學戰部「ジョージ、ハント」大佐の口演要旨

毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。

ロ 前化學戰部長「フリス」少將の報告要旨

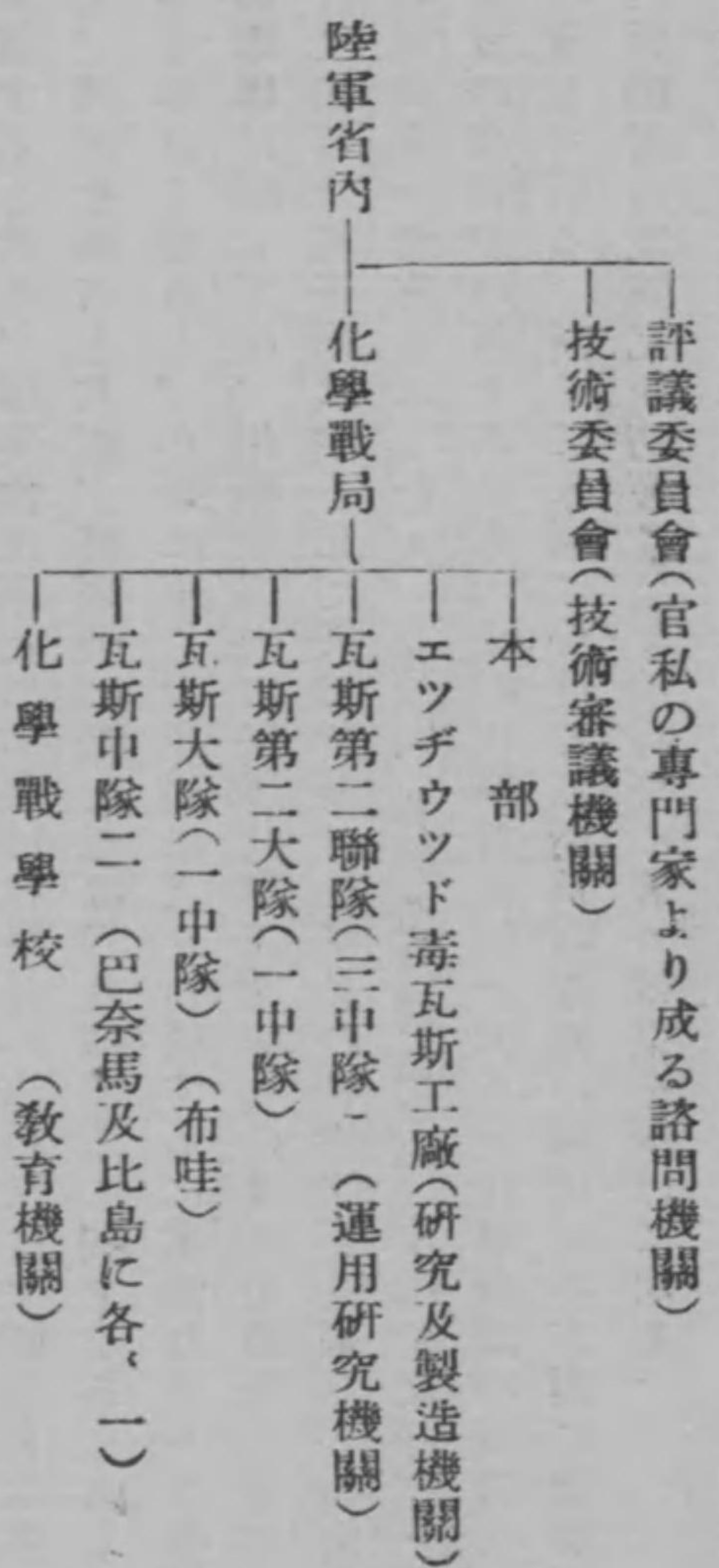
現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならぬ。而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。

近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎず、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せ

#### 二、化學戰諸機關の概要

んとするが如きは、夢想に過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つてゐる。其編制は次の如くである。



此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、「エツヂウッド」毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

#### 三、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、歩兵學校、

及其他の特科學校に於ても夫々一部の教育教練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。尙別に豫備瓦斯聯隊二個あり、毎年一回夏季約二週間召集し野營地に於て教育して居る。

#### 四、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥・染料・寫真用藥品・香料・調味品・人工纖維・食料色素等を製造すると共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖ると共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員・工場・設備・材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めてゐる。化學工業動員準備に關しては、化學戰部内に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報蒐集に任ずる一課を設けて居る。其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむると共に、其製造設備並原料品・補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入・改良・進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除・船舶の消毒・坑内労働者の炭酸瓦斯防護・警察・消防等に著々効果を擧げて居る。

#### 第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其軍備方針に明示さるゝ「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省

の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數箇の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査・研究・補給計畫並戰時諸機關の編成等に關し徹底せる具體的準備を進めてゐる。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんとするものにして、世界大戰以來陸軍當局が苦心研究した成果であるが、一九三六年の會議にも提出したが、戰時獨裁制を誘致するとの理由の下に採用するに至らず、未だ制定公布を見ない。然れども、工業動員の要員と思惟せらるゝ豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては平時より教育註文制度に依て兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

#### 第七節 陸軍豫算

最近六箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍	豫 算
一九三一—三二年度	約	五、一五四、〇〇〇 <small>千弗</small>	約	四五〇、〇七九 <small>千弗</small>
一九三二—三三年度	約	五、一四三、〇〇〇	約	四六八、六〇五

一九三三—三四年度	約	七、一〇五、〇五〇	約	二七九、六一三
一九三四—三五年度	約	七、三七五、八二五	約	三二一、四一〇
一九三五—三六年度	約	八、八八〇、〇〇〇	約	四二二、二一九
一九三六—三七年度	約	七、七六三、〇〇〇	約	五七三、〇〇〇

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帶費、一般土木費等、純陸軍費にあらざるものを含んでゐるが、逆に、老兵局 (Veteran's Bureau) の經費中に在る莫大なる軍人恩給・公共事業費より支出さるゝ軍需工業の經費・其他護國軍の爲各州の負擔する經費等は、純然たる軍費であるが陸軍豫算内に計上されて居ない。

## 第五章 英國

### 第一節 概説

#### 一、國防上の立場と環境

英國は其地理的位置上、特に國際情勢極めて混沌たる現歐洲に於ける安定勢力としての存在、廣く世界に分布せる植民地及既得權益の確保並海外通商貿易の保護等の爲に相當強大なる海陸軍を必要とするも、優勢なる海軍力に信賴し得る關係上從來小規模の陸軍を以て満足してゐたが、世界大戰の苦き教訓及最近に於ける國際情勢の變化、即ち昨年來獨逸の再軍備、伊太利の勃興、「スペイン」の内亂等引續く西歐情勢悪化、就中伊エ紛争に於て英國の嘗めたる苦杯、聯盟機構の無力化及軍縮會議の失敗等、幾多の相繼ぐ苦き經驗により從來の態度より急轉向し、外交の背景を爲すべき軍備擴張に乗り出したことは、當然の歸結たると共に吾人の注目を要する點である。

#### 二、軍備方針

英國々防の大方針は「領土を保有し其結合を鞏固にし對外權利を維持し且通商貿易の保護を主とし特に歐洲の現狀を維持する」に在りとし、之が爲必要なる外交の背景を保持し、必要なる範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て綱領として居る様である。

右方針に基く軍備整備の要領は次の如くである。

### 1 海軍政策 略す。

2 陸軍政策 陸軍の任務は(イ)英帝國海外領土の防衛 (ロ)本國の防空、海岸防禦及治安維持 (ハ)戦時に際し必要なる方面に優良裝備の軍を送ることである。

之が爲に必要な限度の陸軍を整備し、且國民の軍事豫備教育の徹底を圖る等、各種の施設に依つて戦時陸軍の増大を準備する。

世界大戰後志願制度に復帰せるに伴ひ、地方軍を改編して正規軍同様にし、又戦時兵力の増強に努めて大陸に於ける活潑な運動戦を準備し、以て速戦速決を策す、特に軍の機械化を促進し其能力を向上せしむる。

### 3 空軍政策 空軍の任務は本國及海外に於ける利益を保護するに在り。

而して英國に對して空中攻撃を加へべき列國中最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしむるのみならず、陸海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する。尙民間航空を補助獎勵して戦時の擴張に應じ得る準備を爲す。

### 三、軍備の擴張

英國は一九三五年來空軍の擴張に著手して居たが、更に一九三六年近年稀な大豫算を計上して三軍全般に互る擴大強化に乗出した。其理由として特に英國政府の擧げる處を見るに、(イ)聯盟に對す

る責任の分擔と (ロ)英國の利益保護を掲げ (ハ)併せて列強の軍備擴張の狀況並 (ニ)伊エ紛争にて英國が著しく軍備の不足を痛感せる事實に基くもので、特に強大なる指導外交の背後には強大なる軍備の必要なるを感ずるに至つた點等の様である。

之れが爲陸軍部隊の増設機械化の促進、海軍の新艦代艦の建造、空軍の大擴張、三軍協調の強化、工業の統制に著手した。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

英國は平時志願兵制度を採用して居る。是は同國古來傳統の強制を好まざる自由思想と、過去に於て義勇兵制を以て世に誇つたる自尊心とに依るの外、同國が平時より大なる陸軍兵力を必要としない特種の國防條件に依るのであつて、平時は志願兵制度を以て最も其國情に恰適しありと認めて居るが、世界大戰間は徴兵制度を採用せざるを得なかつた。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間は募兵の狀況並海外勤務の爲派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする、而して此現役七年は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服務せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を



志願することが出来る、而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

## 二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別することが出来る。

### 1 正規軍

正規軍常備團體は野戰軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯するの外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

### 2 地方軍

地方軍は戰時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数は左の如くである。

第一年度 四十五回 外に野營八日乃至十五日  
第二年度乃至第四年度 每年二十四回宛 外に野營八日乃至十五日

而して其募集、維持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けらるゝことになつて居る。尙最近正規軍の缺陷を補ふ爲地方軍の任務擴張を行ひ、從來正規軍の負擔せし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

### 3 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。

正規軍豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらるゝものである。

## 第三節 兵力及編制

### 其一 陸軍

#### 一、本國軍兵力

##### 1 平時兵力

一九三六年度豫算書に依る平時兵力は次の如くで、之を本國に於て五師團に、印度に於て四師團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

正 規 軍	約一四四、三八二人
印 度 英 人 隊	約 五八、五二九人
地 方 軍	約一八四、二五六人
計	約三八七、一六七人

但募兵の成績良好ならざる爲右豫算定員に比し目下四、五萬を減じてゐる様である。

##### 2 動員部隊兵力

正規軍豫備軍 約一二〇、〇〇〇人  
補充豫備 約一九、〇〇〇人

尙大戦中には二百數十萬を大陸に派遣せる例がある。

二、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

加 奈 陀	約 一二五、〇〇〇
濠 洲	約 二八、五〇〇
印 度	約 一六六、六〇〇
新 西 蘭	約 一〇、〇〇〇
南 阿	約 一、八〇〇
愛蘭現役軍	約 五、九〇〇
計	約 三三七、八〇〇

尙英國は各國軍備の情況と自國外交の強化の見地より軍の擴張及近代化を企圖し、本年度陸軍四大隊の増設軍機械化の促進等に著手してゐる。

其二 空 軍

一、空軍省所屬兵力

總人員約五萬餘に近く飛行機數は目下急速度を以て擴張中なるを以て正確なる數を計上し得ざるも約二千機以上を保有しあるものと推定せられる。

試に一九三五年十月調の任務區分に依る部隊數は次の様である。

獨立空軍部隊	戰鬥飛行隊 二一中隊
	爆撃飛行隊 三三中隊
	連絡中隊 一中隊
陸軍協同部隊	五中隊
海軍協同部隊	二二中隊半
海外空軍部隊	二四中隊
合 計	一〇六中隊半

尙右表の外に補助空軍十二中隊を有す。

二、本國外の兵力

海外自治領及植民地に次の兵力がある。

濠 洲	約二、〇〇〇人	約二〇〇機
加 奈 陀	約一、〇〇〇以上	約一七〇機
南 阿	約 五〇〇	約一〇〇機

(五ヶ年計畫にて十二ヶ中隊に擴張の計畫あり)

新西蘭	約一、七〇〇(?)	約三〇機
愛蘭	約二〇〇	約二五機
印度	約二、三〇〇	約二〇〇機
計	約七、七〇〇	約七二五機

### 第四節 航空

#### 一、要旨

英國は世界大戰の末期即ち一九一七年來陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決すると共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に強大なる航空兵力の維持困難となつた爲之を整理し、他の交戦國と同様に民用航空の發達を奨勵し有事の日に備ふるの方針を執つた。

然るに近時各國に於ける空軍擴張の推移、特に獨逸の再軍備と國際不安、伊エ紛争に於ける失敗等各種の原因に依り大なる刺戟を受け、老大なる擴張を計畫するに至つた。

最近の擴張狀況を述べれば大要次の様である。

計畫發表年次	完成年次	本土防空兵力 (中隊)	海外艦隊空軍 陸軍協同 (中隊)	空軍總兵力 (中隊)
一九三四年四月	一九三六年	五一	四三	九四

一九三四年七月	一九三九年	八〇	四八	一二八
一九三五年五月	一九三七年	一二三	四九	一七二
一九三六年三月	一九三九年	一二九	※六三以上	※一九二以上

※の兵力を以上とせるは一九三七、一九三八兩年度に於て更に艦隊空軍の擴張を決行する筈なるを以てである。

#### 二、民用航空

空軍擴張を緊要とする一方、經費の點より平時に於ける民用航空事業を奨勵發達せしめ、以て戦時總豫備たらしむ可く企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して居る次第であるが、一九二九年四月より帝國航空會社(イムピリアル、エアージュエス)を創設し、小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。

而して一九三五年來商業機數五八九機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。

又延長航空路は帝國航空會社用のものは三萬五千軒、計畫完成の上は六萬七千軒となるべく(勿論之には加奈陀新西蘭濠洲は含んで居らぬ)尙本土内航空路は別に八千軒の定期航空を實施して居る。

其他昨年二月民間操縦者を以て結成せられたる操縦者聯盟が創立せられたのであるが、之には多數の青年加入しありて將來政府の補助後援を得るに至る可く、非常の際には軍事上大なる役割を果し得

るものと見られて居る。

1 英濠定期航空路

此定期航空は最初英印間に航空路を開設したのに始まる、當時空軍大臣は、政府は之に貸付金及補助金を與へて平時將校下士官の研究に資し、戦時は全部政府に使用すると言明してゐたが、今や右航空路は倫敦濠洲間に延長せられ、更に坡南より香港に支線を設定するに至つた。

尙香港線は過般試験飛行を終つた米國の太平洋航空路と香港に於て連絡し、且中國航空公司の香港乗入を許可し、倫敦上海を連絡するに至つた。

政府の補助會社は民間機の製作並運轉事業援助の爲、昨年より十五ヶ年間年に百五十萬磅を支出するに決し、且帝國航空會社に對しては二百萬磅を補助して居る模様である。

2 其他

英國は印度、濠洲に至る線の外に目下計畫中のものを合すると、

英本國——埃及

英本國——東阿

英本國——南阿

濠洲——新西蘭

英本國——南及北亞米利加

の各線があつて、之が完成の曉には英國の民用航空網は全世界を覆ふに至るであらう。

三、防空

有事の日國內の防空は地方軍の任務である。内務省内に内務次官の下に空襲警備局を設け、地方官憲を指導して空襲に際し地方勤務隊を編成し市民の防護に當らしむることとし、尙各所に公設の防護團を設けて居る。

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視し、技術研究費の三分の一即ち毎年約數百萬圓を之に充當して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸・海・空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1 調査部

陸・海・空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2 化學戰研究所

本部を倫敦に置き、「ポルトン」及「サットンウオーク」に實驗所を有する。

本部には、陸・海・空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問

機關たらしむ。

3 兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試驗を行ふ。

化學戰學校

「ポルトン」に在り、一九二二年より開校し、隊附將校・下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

### 第六節 國家總動員施設

其國民性と國情とに依り、國民の行動を統制する法律其他を平時より公布するが如きことなきも、其軍備方針に鑑みると、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著々として整備されつゝある。即ち法律的に表面に現はるゝ施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつゝありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。

從て平時に於ける此種公的施設の明瞭なるものは少いが、其中央機關とも目すべきものは、樞密院内に存するものゝ如く、又國防大學なる特種の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。

軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と民間工業家の間には密接なる連繫

が保たれ、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居ると見られる。

### 第七節 陸軍及空軍豫算

最近六箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇 <small>千磅</small>	約 三八、六二三 <small>千磅</small>	約 一七、七〇〇 <small>千磅</small>
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇二	約 三六、四八八	約 一七、四〇〇
一九三三—三四年度	約 七四四、七九一	約 三七、九五〇	約 一七、四二六
一九三四—三五年度	約 七八四、八八七	約 三九、六〇〇	約 一七、五六一
一九三五—三六年度	約 七三四、四七〇	約 四三、五五〇	約 二三、八五〇
一九三六—三七年度	約 七九二、五〇〇(A)	約 五五、八八一(B)	約 五〇、七〇〇(B)

備 考 Aは追加豫算を含み、Bは追加豫算を含む。

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。今、主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國名	年	度	金額	摘要
瀛洲聯邦	一九三四—三五年	度	約 一九、〇一八	
加奈陀	一九三五—三六年度		大約 二、二九六	一、二五二、〇〇〇弗を換算せり
印度	一九三五—三六年度		大約 三七、四三〇	四九九、〇七七〇〇〇を換算せり
新西蘭	一九三五—三六年度		約 一、三三九	
南阿聯邦	一九三五—三六年度		約 一、三三一	
愛蘭自由國	一九三五—三六年度		約 一、五〇三	

### 第六章 佛國

#### 第一節 概説

##### 一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を重視せざるべからざることは此處に喋々する迄もなし。

抑、佛獨は古くより大猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、其國力恢復に對する疑懼は年と共に増大し、之が爲夙に波蘭、小協商との連衡を固くし、又一九二五年には伊獨白と共に「ロカルノ」條約を結ぶ一方、軍備の充實を圖り以て國土の安全を保持し來れるが、一九三三年「ヒットラー」の君臨は軍縮會議及聯盟脫退、「ザール」の恢復、再軍備宣言となり、佛國の不安は益々募るに至つた。

佛國は一九三五年に入りて一月羅馬協定を二月倫敦協定を結び、又「ストレーザ」會議に於て英佛伊三國の共同戰線を確保せるが、伊國の「エチオピア」遠征に起因する制裁をめぐりて英佛、佛伊、英伊の關係は極度に混亂状態に陥つた。之は「ナチスドイツ」にとりては「ヴェルサイユ」の鐵鎖を完全に粉碎すべき好機を提供せるものにして、獨逸は偶、佛蘇相互援助條約の批准將に成らんとする機を捉へ、同條約を「ロカルノ」條約違反なりとして三月七日「ロカルノ」條約破棄、「ライン」再武裝の舉に出でた。

佛國は西歐安全保障の爲唯一のものと恃む同條約の廢棄を前にし、締約國を誘ひて對獨強壓に出でんとせざるも、英伊の完全なる協力を得るに至らず、偶、西班牙に於ける内亂の勃發は歐州を思想上の二大「ブロック」に分裂せしめんとする傾向を生じ、今や伊獨の接近、白國の中立宣言、小協商離反の空氣ありて、佛國の對獨包圍龜裂の危機は、四五年の定員不足と相俟ちて軍備強化に邁進すべき必要を更に切實ならしめたのである。

## 二、軍備方針

凡そ佛國々防の基調は國の安全を保持し、國權を防護し、併て其海外發展に因るに在りと爲して居るが、前項説述の事情に鑑みる時、其軍備の方針が對獨絕對安全を主眼として定められあるは此處に更めて言ふ迄もない所であるが、尤も其空海軍に於ては對英、對伊の顧慮をも有して居ること固よりである。

從て、世界大戰後軍縮の思潮が世界を風靡し、經濟的の不況亦一再ならず襲來した際にも、佛國は前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして、多少の軍縮を實施しつゝも尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設と國民の自覺とに依り苦しきを忍びて今や莫大なる飛行機と六十萬の陸軍を擁しながら、尙且多額の經費を費して東方國境要塞の構築を完了し、更に兵員を以て獨逸に拮抗し得ざるに依りて、軍の機械化、長期服役兵の増加、戰爭資材の改善を圖り、國民精神教育の向上と相俟ちて國防の萬全を期しつゝある。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、**國民皆兵**を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を要求し、必任義務制の現出となつたのである。

**在營年限の變遷** 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より**二年在營**となつた。然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを認むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次々に擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危惧の念を抱かしむるに至つた。此に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、**三年制**を採用することとなり、斯くして大戰に参加したのであつたが、大戰終結後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、且つは獨軍々備の制限(十萬)、「ライン」地方軍備の撤廢、聯盟機構の強固等を基礎として一九二三年春**一年半在營**を基礎とする兵役法の發布を見、一九二八年四月更に**一年在營**制を採用するの止むなきに至らしめた。然るに一九三六年乃至四〇年所謂四三三年の間、徵兵適齡壯丁の著しき不足に悩む佛國としては獨逸の再軍備に多大の脅威を感じ、或は再服役の獎勵、或は同年次の適齡壯丁中生月日に基く一部の入營時期變更、或は又内地駐屯「アフリカ」土人兵の増加等各種の彌縫策を講じつゝありしも、此等姑息

手段を以て到底半数に近き壯丁の不足を充足し得るに足らず、一九三五年三月十五日に至り一年現役兵法第四十條の臨時適用に依る二年在營制を採用するに至つた。

二、軍の構成

佛國陸軍は之を本國軍、海外軍及遊動部隊の三種に大別せらる。

1. 本國軍

原則として佛人より成り本國領土に常置せらる。

2. 海外軍

佛人、土人及外人より成り海外屬領の占領防禦に任じ、該所に常置せらる。

3. 遊動部隊

海外常置兵力の豫備にして佛人及土人より成り、本國領土及北部亞弗利加に駐屯するを原則とす。

第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

一、平時兵力

本國軍(豫備平均三〇、〇〇〇を含む)

三六八、〇〇〇

海外軍

二一三、〇〇〇

遊動部隊

七三、〇〇〇

計

六五四、〇〇〇

二、常備兵團

平時の兵力を以て編成せらるゝものは左の如くである。

歩兵師團

二〇

騎兵師團

五

總豫備

遊動部隊約五師團其他

第四節 航空

一、要旨

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英對伊政策の後援としても亦空中威力の強大を要求するものがあるとなし、世界大戰後財政頗る困窮せるに拘らず、大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、表面は部隊数を増加することなく積極政策の非難を避けつゝ、極力内容の整備に努め、且莫大の經費を投じて大に民用航空を奨励し、有事の日直に之を軍用に利用し得るの方策を講じてゐる。

佛國航空の獨立は一九二八年末「ボアンカレー」舉國一致内閣の際軍部就中海軍の反對を押切り政治的に航空省を獨立したのに始り、當初空軍々人は陸軍航空に従事せる者のみを以て之に充當し、海軍々人は依然其儘の身分を保持して航空省の統轄に入るの變體的現象を現出し、爾後頻々たる編制改正



を行へるも、要は内部に於ける大空軍論者と航空分屬論者との勢力消長に起因する部分的改正に過ぎなかつた、然るに列強空軍の獨立と國際情勢とは一日の偷安を許さざるに至り、遂に一九三三年四月、空軍編成に關する大統領令の發布に依て、艦載航空隊並常時海軍協同部隊を除く全航空部隊を含む空軍が編成せられ、尙ほ一九三四、三五年に互り空軍編制法の發布を見るに至つた。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の權能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相並んで重要視して居る。

二、空軍陸上部隊の兵力及編制

1. 現有兵力

イ 部隊數

本國約一二六中隊	爆擊	二七
	戰闘	三七
	偵察	五〇
	氣球	一二
北アフリカ及ルヴァン	約	二六中隊
爾他の植民地	約	九中隊
計	約	一六一中隊
飛行機數	約	四、五〇〇機(内第一線機數約二、〇〇〇)

別に海軍に屬するもの

二五〇機

ハ 氣球數

約

二四

ニ 人員

將校

約

二、二〇〇

下士官兵

約

三七、七〇〇

2. 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんと企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

三、民用航空

佛國民用航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百軒、輸送距離十五萬軒、輸送人員一千四百人なりしが、其後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ、一九三三年度に於ては航空路長三萬八千軒、輸送距離一千萬軒、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に委せる爲五社鼎立して營業してゐたが、一九三三年六月以降之を「エリヤ・ユニオン」一社に統一し、其監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題

には空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。  
又近時戦時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

### 第五節 化學戰準備施設

#### 一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、「フオツシュ元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものとせば戦争勃發をも禁止し得べきなり」との言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

#### 二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。

- 1. 陸軍省軍用化學課—オーベルピリエー試験所
 

製	研
造	究
部	部
所	部
部	部
所	部
部	部
所	部

防護法及攻撃的用法の試験・研究及教育に任ず。

- 2. 瓦斯防護材料監査部  
防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。
- 3. 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

### 第六節 國家總動員施設

#### 一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として**高等國防會議**を設け、首相を議長、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙高等國防會議に必要な資料を提供し且其審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及其第一次部長並海軍省の之に相當する者より成る**研究委員會**を、又上記兩機關の討議に附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る**常置書記局**を設け、且平戰兩時を通じ軍事、經濟及行政の三要素を調和し利便且合理的なる方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の**國家總動員管區**に區分し、所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

#### 二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典としては、一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し下院に於

て可決せられ、一九二八年上院に於て一部改正の後更に下院に回附せられたが、政府の頻々たる交迭  
 其他の事情に災せられて審議遅延せしが、獨逸の再軍備宣言、「ライン」武装地帯の占據等に依る國際  
 情勢の一變は、國防當局をして本法案の急速審議の必要を感じしめ、一九三五年六月政府は一新法律  
 案として改めて議會下院に提出したが、陸軍委員會の審議のみに終り未だ實現の運に至らざるも早晩  
 成立を豫想されて居る。但法案規定の事項は必要に従ひ便宜の方法を以て著々實行の歩を進めつゝあ  
 るのである。

該法案は全文五篇五十七條より成り人員及資源の使用、戰爭指導及政府業務の運行、戰時に於ける  
 經濟組織等の大綱に關し必要な事項を遍く規定して居る。

### 第七節 陸軍及航空豫算

最近六年間に於ける豫算總額と陸軍豫算及空軍の豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三二—三三年度	約 五〇、一四五、二八六 <small>千法</small>	約 六、四九〇、六三一 <small>千法</small>	約 二、二六二、八五二 <small>千法</small>
一九三二年度	約 四一、〇九七、五〇二	約 五、二一八、六九〇	約 一、八二六、五一二
一九三三年度	約 五〇、四八六、七一〇	約 六、〇八〇、八九〇	約 一、九九六、二三一
一九三四年度	約 五〇、一六二、五七〇	約 五、九四六、七〇二	約 一、六五四、〇一九

年 度	約 四七、八一七、〇一二	約 五、六五六、五七二	約 一、四五〇、五一六
一九三五年度	約 四〇、三〇六、八〇九	約 四、三七〇、八三〇	約 九一三、六一二
一九三六年度			

備 考  
 佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。従て、其變換期たる一九三二年度は一九三二年四月一日より同年十二月に至る九箇月分のものである。

佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に龐大なる國債費の存在すること、植民地軍事豫  
 算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。従て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額  
 に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。又佛國は一九三〇年より國境  
 要塞費として今日まで約五十億法の巨費を支出して居る。

尙一九三六年度豫算に關し、前年度に比し約七十億法の減少を示せるも、附屬豫算として陸海軍の  
 兵備を主とし一般の失業救済を包含せる兵器、器材及作業繼續費は、各省關係のものを含んで六十二  
 億法餘に達し、豫算總額に於ては大差はない。

## 第七章 獨國

### 第一節 概説

#### 一、國防上の立場と環境

「ヴェルサイユ」平和條約の桎梏下に徹底的軍備制限を甘受せしめられた獨逸は、其平等權を恢復し、再び榮光ある祖國たらしむべく全幅の努力を傾注して來た。然るに現状維持の殿堂たる國際聯盟は、漸く一九三二年十二月に至り原則的承認のみを與へたに止まり、實質的に容認する態度を表明しなかつた。是に於て平和條約改訂を黨の根本是とする「ヒットラー」政權は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲」の第一歩として獨逸に軍備制限を受諾せしめたにも拘はらず、戰勝國が自己のみ高度軍備を擁し且益々之を擴充しあるは甚だ不當なりとして、遂に一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟より脱退を敢行した。之が爲佛國は多大の判戦を受け對獨「ブロック」の強化に狂奔したが、獨逸も亦回廊問題を廻つて多年大猿の間柄に在つた波蘭と十年間の不戰條約締結に成功して包圍陣に虚隙を生ぜしめ、獨波兩國の關係は益々緊密化する傾向にある。尙歐洲に於ける對共產主義障壁を以て任ずる獨國現政權は蘇聯邦と相容れず、從て獨蘇間の往年の友好關係は今や認むべくもない。

獨伊兩國は共に現状打破の急先鋒にして、獨逸は伊太利の「エチオピア」併合を承認し、兩國關係は著しく好轉し、又從來も對立的關係にあつた澳國に對しては一九三六年七月獨澳協定を締結し、澳の

獨立を確認せる爲最近益々緊密となつた。

英獨關係は依然として機微の間に置かれありと雖、歐洲の現状維持を以て大方針とする英國は必死の勢を以て、勃興の意氣に燃えつゝある獨逸に對し、一步を誤れば大變亂を惹起することあるを虞れ、其現状打壞運動に對し寧ろ實質的に默認の態度にある。

之を要するに獨逸は臥薪十數年、此間有ゆる努力を以て國力の恢復に専念し、潜行的手段に依つて逐年準備を進めつゝあつたが、遂に一九三五年再軍備を宣言し、不平等待遇の脱逸に第一步を印し、爾來著々として軍備を充實し、所謂「力の外交」を以て國力の恢復に邁進しつゝある。

惟ふに獨逸の歐洲に於ける國際關係は單なる外交のみに依存すべく餘りに切實である爲、其國防に對する關心を愈々深刻ならしめて居る。

## 二、再軍備宣言と軍備方針

獨逸に於ては特に「ヒットラー」政權出現以來祕密軍備の整備に邁進し、殊に聯盟脱準準備工作としての軍備建設は公然の祕密として白熱化し、英佛を刺戟すること大であつたが、果然一九三五年三月十日先づ瀕踏みとして軍事航空の整備を聲明し、越えて十六日平和條約第五箇軍事條項の一方的廢棄の爆彈宣言を以て歐洲の天地を震駭せしめた。暗雲低迷、一觸即發とも見えた歐洲國際情勢も既成事實を背景とする再軍備宣言を如何ともする能はず、有耶無耶の内に之を承認した形となつてしまつた。

今や獨逸は財政上の困難にも拘らず毅然として一路再軍備の完成に向つて邁進に邁進を重ね、國民も亦萬幅の信頼を捧げて軍民階調の再軍備進行曲は力強く奏でられて居るのである。

現下「ヒットラー」政權は宿命の敵佛國とは寧ろ和協的態度に出で、一途に共產蘇聯邦を其假想敵國としてゐる。唯強國に包圍せられてゐる獨逸としては、少くも二正面戦線に對應し得るの覺悟で準備を必要とするであらうが、多年平和條約の羈絆によつて兵力の蓄積と重要兵器の保有を禁止せられて來た獨逸としては、概ね左記の如き諸點に著意しつゝ、先づ如何なる國の侵入をも許さざる軍備を再建し、次で攻勢作戰に堪ゆる大陸軍の完成を期して居ると察せられる。

1. 舊國防軍を基幹として兵力の量的大増加を策す。
2. 自ら必要とする空軍を完備し陸海軍の建設を保障す。
3. 列強の粹を集め嶄新なる編制裝備を採用す。
4. 三軍の運用を齊整適確ならしむる爲統帥を統一す。
5. 義務青年訓練、補助團體の整備等に依り國防力を擴充す。

右の外最近に至り一九三七年以降に於て、既定計畫の外に陸空軍を更に擴大し歐洲最強の國軍建設を企圖し、又ライン地帯には「ロカルノ」條約破棄以來築城を實施中にして、一九三六年中には全線に亘り其骨幹を築造せらるゝ様である。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

一八一四年九月一般兵役義務法が「フリードリヒ三世」によつて發布されて以來百有餘年、獨逸は徴

兵制を以て兵役制度の根本として来たが、「ヴェルサイユ」條約に依つて十二年在營の志願兵制度を強要されたのである。然るに再軍備宣言に基き昭和十年五月二十一日新兵役法公布せられ本來の舊態に復した。本法に依れば、兵役は獨逸國民の名譽勤務であつて、男子は總て兵役義務に服し、戦時には女子も亦兵役義務を超越して祖國奉仕の義務がある。國防軍は武力擔當者で獨逸國民の軍人的訓練所とし、且空軍を創設して陸・海・空の三軍より成ることゝなつた。服役義務は滿十八歳から滿四十五歳の次の三月三十一日迄であるが、國防大臣は戦時及非常時に方り其範圍を擴大し得る。現に此權限を東・プロシヤに適用して同地に於ては五十五歳迄延長した。兵役は現役及在郷兵役（豫備役、後備役、補充兵役を總稱す）の二種とし、別に兵役義務の擴大に依り召集された四十五歳以上の者は國民兵役とする。總統兼宰相は現役年限決定の權能を有し、差當り「國防軍三軍に於ける現役服役年限は齊しく一年」と定めてゐたが、一九三六年七月之を二箇年に延長した。

兵役年限左の如し。

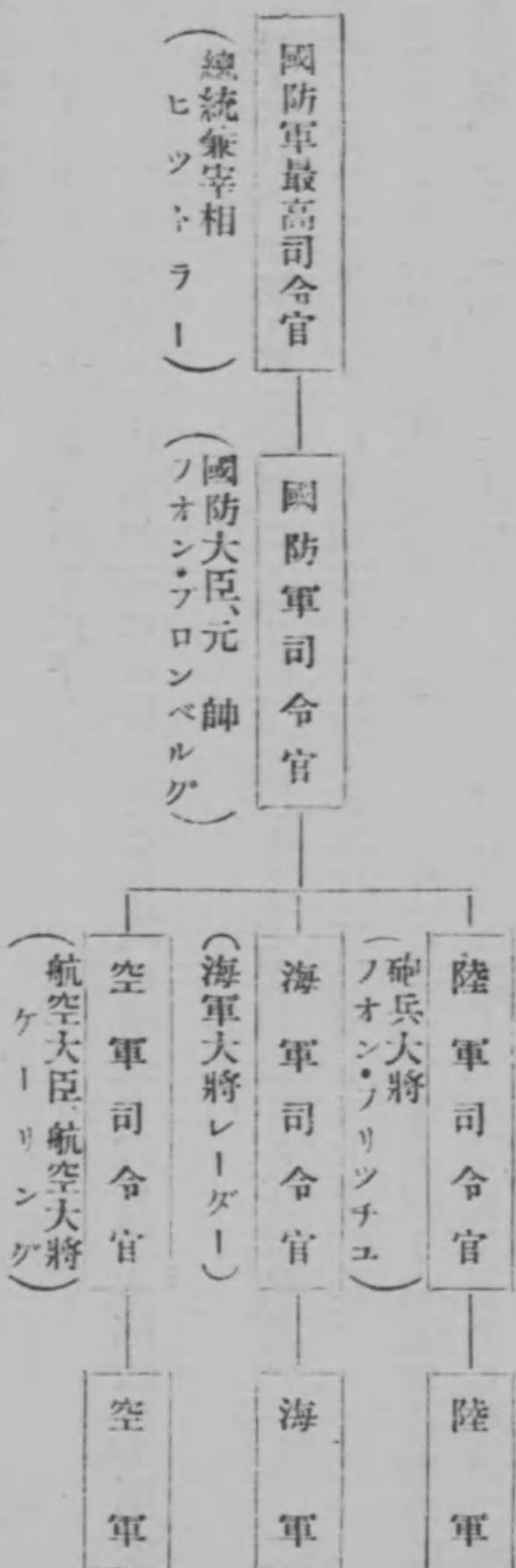
- 現 役 滿二十歳にて徵集
  - 豫 備 役 現役終了後滿三十五歳迄
  - 補充兵役 徵集せられざる者滿三十五歳迄
  - 後 備 役 豫備役、補充兵役終了後滿四十五歳迄
- 現在の兵役年限左の如し。
- 陸 軍 一般徵兵 二年
  - 志願兵 二年服役し得

- 空 軍 地上勤務兵、通信及高射砲隊兵 二年
- 空軍兵（志願兵） 四年

## 二、軍の構成

### 1. 國防軍

國防軍は既述の如く陸・海・空の三軍より成り、中央集權を確立し、總統「ヒットラー」統帥權を總攬する。今統帥關係を圖示すれば左の通りである



### 2. 軍隊類似團體 突擊隊、親衛隊

共に「ナチス」黨團體で、政治軍隊たると同時に豫備軍を成形する。殊に今後除隊兵を編入することになつたから、益々威力を加へた在郷軍隊と成るわけである。現在其兵力は約十一萬六千と

云ふ。

### 第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

獨逸陸軍は平和條約に依り

1. 常備軍は十萬とし其内將校四千以下とす。
  2. 參謀部及軍政機關は常備軍維持に必要な最小限に限定し、參謀本部陸軍大學校は之を廢止すること。
  3. 兵器・器材の種類・數の制限により軍用飛行機・戰車・重砲等の保有禁止。
- 等の制約を受けて來たが、再軍備宣言の結果其態様は一變してしまつた。
- 一九三五年三月十六日附「國防軍建設ニ關スル法律」に依つて獨逸國平時陸軍は警察隊を包含し、之を十二箇軍團、三十六箇師團に編成し、其兵力は五十五萬とする計畫に著手したが、既に一九三六年其編制は完結した様である。
- 編制・裝備上にも新機軸を出すに腐心した跡が窺はれるが、機械化に依る機動力増大と砲兵力擴充に依る火力増大とは注目に値するものがある。
- 又從來の國防省軍務局を改編し「陸軍參謀本部」を設置し、陸軍大學校も開校された。
- 尙優秀な陸海空軍大學校卒業者を收容する國防軍大學が創設せられ、總戰爭指導を研究することになつたのは陸・海・空軍統帥の三位一體認識の具體化として著目を要する。

編制の概要は次の通りである。

軍團(十二)

步兵師團	三六
機械化師團	三
獨立騎兵旅團	一
山地狙撃旅團	一
獨立機關銃大隊	九
高射砲聯隊	二〇以上
其他	

右正規軍の外に突撃隊、親衛隊の兵力十一萬六千を有してゐることは前に述べた所であつて總兵力六六萬六千に及ぶ。

### 第四節 航空

#### 一、空軍

再軍備工作の先陣を承つたものは、高度に發達せる民用航空を基礎とする空軍建設で、軍事條項廢棄宣言の際既に概ね整備を了して居た。空軍司令官たる「ゲーリング」の「獨逸空軍は如何なる國の侵入をも防止し得る程度に達して居る」旨の聲明に依るも其充實振を察することが出来る。保有機數の發

表は無いが約二千五百機を有すとも稱せられ、少くも現在千九百機以上を保有してゐることは略、確實である。「ヒットラー」政権の發表する所に依れば、將來六千機を目標に擴張を續けると謂ふ。

空軍は飛行隊、航空通信隊等より成り、全國を六空軍管區に區分し、「キール」空軍管區司令部に屬するものは海軍協同部隊である。猶「ゲーリング」が空軍司令官と航空大臣とを兼任して居るのは統制及運用上注目し價する。

## 二、民用航空の一般施設

航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象等の業務を統制し、一九三四年には航空大臣の隷下に六個の軍航空管區司令部を設置し、民用航空をも管轄し、更に其下に十五航空事務局を設置し、夫、の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

航空諮問機關には航空諮問會及獨逸航空機委員會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及「スポーツ」飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり、尙獨逸「スポーツ」飛行協會は「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及「グライダー」操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士數約七千五百（一九三四年五月現在）、機數約一千五百（一九三四年五月現在）、各種飛行場合

計約二百五十八であるが、何れも其後著るしく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き國務の發表に従へば一九七八機（内空輸機二二五機）に増加して居る。尙防空に力を注ぎ、防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

## 三、航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて外國の空輸會社に對抗せんが爲、統一して「ルフトハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を挙げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て飛行機百六十二機乗務員三百二十七名を擁し、歐洲線（國內線、國際線、海外線、南米線、北米線、歐亞航空）の經營する支那線）に目覺ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約一三萬六千人である。一九三五年以降は未だ公表せられず、正確なる數字はわからないが、更に大躍進を遂げてゐることは間違ない。

南米線に於ては「ウエストフアールン」號及「シュワールペンランド」號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北米線に於ては定期船の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。一昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く、又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其安全率の大なるは嘆賞に價する。尙「ツエツベルン」伯號飛行船は一昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約



百二十五萬軒、輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬軒に達して居る。

#### 四、航空豫算

一九三四—三五年航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五—三六年度以降豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加して居ること、推察されるが、公表せられざる爲確たる數字は不明である。

### 第五節 化學戰準備施設

獨逸は一九一九年一月以來「ヴェルサイユ」條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても祕密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關聯し「アウエル」、「ドレーガー」等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

### 第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲であ

る。併し、國防省兵器局が極めて老成なる組織をなし、國家總動員準備を擔任しあるは事實なるものと如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此方面に數歩を進めたることは明白である。

從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢、行ひあることは之を裏書するものであらう。

### 第七節 陸軍豫算

獨逸に於ては一般國費は軍事上の意義を有する國道建設の外、之を最小限に制限し、苟も使用し得る經濟力は擧げて之を國防力に集中しありて、其細部は全然不明である。

## 第八章 伊國

### 第一節 概説

伊國陸軍は、世界大戦後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初之が決定を見其改正を實行した。今其陸軍軍備の方針とも目すべきものを摘記すれば左の如くである。

1. 國內の安寧秩序維持に十分なること。
2. 戦争に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。
3. 動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること。
4. 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

### 第二節 建軍要領

#### 一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則とし、徴兵制度を施行して居る。其新徴兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半と推定されてゐるが、之在營年限を決定の経緯には、國防上の要求と社會政策上の主張と相錯綜し、可成り興味ある経過を示して居る。

**在營年限變遷の経緯** 大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一

月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身「ボノミ」が陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戰の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武裝國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅命を以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二一年再び一年制に復したが、教育の困難と、戰鬥力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制とするに至つた。次で一九二二年秋「ムツソリーニ」内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戰鬥力の保持上一年六箇月制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ、家族の狀況に依る特種の者に對し在營期間を短縮する恩典を與へた。然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

## 二、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、植民地軍より成り、其他に武裝的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、税關兵團・警察隊及護國義勇軍がある。殊に護國義勇軍は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初は「ムツソリーニ」内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はゞ「ム

ツソリーニ」の政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を興へられ、次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成することとなり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國防空及軍事豫備教育及青少年訓練に任ずるの外、作戰軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織と爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部のみを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは疑問とせられて居たが、對「エチオピア」戰に於ける黒襖衣師團の成果は、其人員の大なると相俟ち決して之が存在を無視することは出来ない。今や内政の確立と共に、正規軍、黒襖衣軍を打つて一丸となし、益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。

尙「ムツソリーニ」首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは、彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやとも見られ、彼が「ファシスト」國家完成の爲王國軍隊と護國義勇軍並「ファシスト」黨を益々緊密に融合せんとする方針に出づるものと觀測せらる。

## 第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

### 一、本國軍

將 校

約 一五、〇〇〇人

准士官以下 約二三五、〇〇〇人  
 憲兵 約五〇、〇〇〇人  
 計 約三〇〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十二、歩兵師團三十一、輕快師團二、アルプス旅團四に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

尚、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減ずる。是國境が峻峻なるアルプス山系の大障壁を以て掩はれあり、且其障壁は、冬季に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからである。

二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

トリポリ	タニア	キレナイカ	伊國人及土人約	四〇、〇〇〇
エ	リ	ト	リ	約四、〇〇〇
ソ	マ	リ	ア	約四、〇〇〇
共			他	約二、〇〇〇
			計	約五〇、〇〇〇

尙ほ伊國政府は「エチオピア」征服後補正工作の進捗に伴ひ最近植民地軍の編成を決定した。同軍は將校三、五〇〇、兵六〇、〇〇〇より成る大部隊で、内エ民軍を十七旅團に分ち、他に機械化機關銃隊、

三、武装團體として陸軍的色彩を帯びるもの

騎兵隊等の特科隊を置く方針と傳へらる。	
税關	兵團
警察	義勇隊
護國	義勇軍
	約二五、〇〇〇
	約一五、〇〇〇
	約四〇〇、〇〇〇

(此内三七萬は常動せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)

第四節 航空

一、要旨

現首相「ムツソリーニ」は、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝあつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及植民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊九を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが、豫算等の關係上、計畫を完成するに至らざりしも、英・獨空軍の擴張に刺戟せられて空軍充實を圖るに決し、一九三四年度より十二億利の豫算を以て空軍整備六箇年計畫を三箇年に實現することに變更し、特に超重爆撃機の製作に力を注ぎつゝある。

一九三四年初迄に完成の分は